

# **淺口市環境基本計画**

## **基礎調査報告書（本編）**

**平成 23 年度**

## 目 次

第1章 浅口市環境基本計画の基本的事項.....	1
第1節 環境基本計画とは .....	1
1 国の環境基本計画について.....	1
2 環境基本計画について .....	2
第2節 環境基本計画策定の背景と計画の役割.....	3
第3節 環境基本計画の期間 .....	3
第4節 環境基本計画で対象とする地域と環境要素.....	4
第5節 環境基本計画の推進主体と各主体の役割.....	4
第2章 浅口市の自然的・社会的状況.....	6
第1節 自然的状況 .....	6
1 位置と地勢 .....	6
2 気象 .....	7
第2節 社会的状況 .....	8
1 人口及び世帯数 .....	8
2 産業 .....	9
3 土地利用 .....	14
4 交通 .....	15
5 公共・公益施設 .....	18
6 文化財 .....	19
7 観光・レクリエーション .....	19
8 生活排水の排出状況 .....	20
第3章 浅口市における環境の現状と課題.....	21
第1節 大気環境 .....	21
1 光化学オキシダント ( $O_x$ ) 濃度の状況 .....	22
2 二酸化窒素 ( $NO_2$ ) 濃度の状況.....	23
3 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度の状況.....	24
4 二酸化硫黄 ( $SO_2$ ) 濃度の状況.....	25
第2節 水環境 .....	26
1 公共用水域水質測定地点 .....	26
2 水質汚濁に関する環境基準.....	27
3 河川の状況 .....	29
4 海域の状況 .....	30

第3節 騒音・振動及び悪臭 .....	32
1 騒音 .....	32
2 振動 .....	34
3 悪臭 .....	35
第4節 土壌汚染 .....	35
第5節 地下水汚染 .....	35
第6節 ダイオキシン類 .....	36
第7節 ごみと資源化 .....	37
第8節 自然環境 .....	39
1 自然公園 .....	39
2 自然景観資源 .....	39
3 動植物 .....	39
第9節 地球温暖化 .....	42
1 岡山県における年平均気温の推移.....	42
2 全国の温室効果ガスの排出量の推移.....	43
3 浅口市の温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）の排出量の推計 .....	43
第10節 環境の課題 .....	44
1 大気環境 .....	44
2 水環境 .....	44
3 騒音 .....	44
4 野外焼却（野焼き） .....	44
5 ごみと資源化 .....	44
6 希少な動植物の保護・保全.....	44
7 鳥獣による被害 .....	45
8 不法投棄対策 .....	45
9 モラルの問題 .....	45
第4章 望ましい環境像と環境目標の検討.....	46
第1節 望ましい環境像（案） .....	46
第2節 環境目標（案） .....	47
第5章 環境基本計画で掲げられる施策の事例.....	48

# 第1章 浅口市環境基本計画の基本的事項

## 第1節 環境基本計画とは

### 1 国の環境基本計画について

国の環境基本計画とは、「環境基本法」第15条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。この計画では、環境の保全に関する長期的な目標として、次の4つが掲げられ、実現に向けた施策の基本的な方向、各主体の役割等を定めています。

#### 環境基本法 第15条

第15条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

#### 国の環境基本計画の目標

- ◆環境負荷の少ない、循環を基調とする経済社会システムの実現（循環）
- ◆自然と人間との共生の確保（共生）
- ◆参加：公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現（参加）
- ◆国際的取り組みの推進

環境基本法による国の環境基本計画は、平成6年12月に第一次計画が策定されました。その後、社会情勢の変化に対応するために見直しが行われ、平成12年12月に第二次計画、平成18年4月に第三次計画が閣議決定されています。

第三次計画では、今後の環境施策の展開の方向が次のように掲げられており、これらは、今後本市において環境施策を定める上でも、基本的な方針となります。

#### 環境政策の展開の方向（国の環境基本計画）

- ◆環境的側面、経済的側面、社会的側面が歩調を合わせて向上していくことを目指す。
- ◆自然の働きを守り、持続可能な国土と自然をつくる。
- ◆環境問題を解決する技術開発・研究を充実させ、環境問題に対して予防的に取り組む。
- ◆環境を守るために、一人ひとりの国民をはじめ、企業、団体、地方公共団体、そして国が協力しながらそれぞれの役割を果たしていく。
- ◆国際的な環境問題を解決するための取り組みやルールづくりに積極的に関わり、日本のこれまでの経験と知識を世界に発信する。
- ◆長期的な視点に立って政策を形成する。

## 2 環境基本計画について

環境基本法第7条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施をあげています。

### 環境基本法 第7条

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

本市の他の行政計画との関連についていえば、浅口市環境基本計画は、「浅口市総合計画」（以下「総合計画」と略す。）における将来像の実現に向けて、総合計画を環境面から推進するもので、市の環境行政の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。

この計画を指針として、府内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、あらゆる施策・事業に取り組み、環境に配慮したまちづくりにつなげていくことが期待されます。

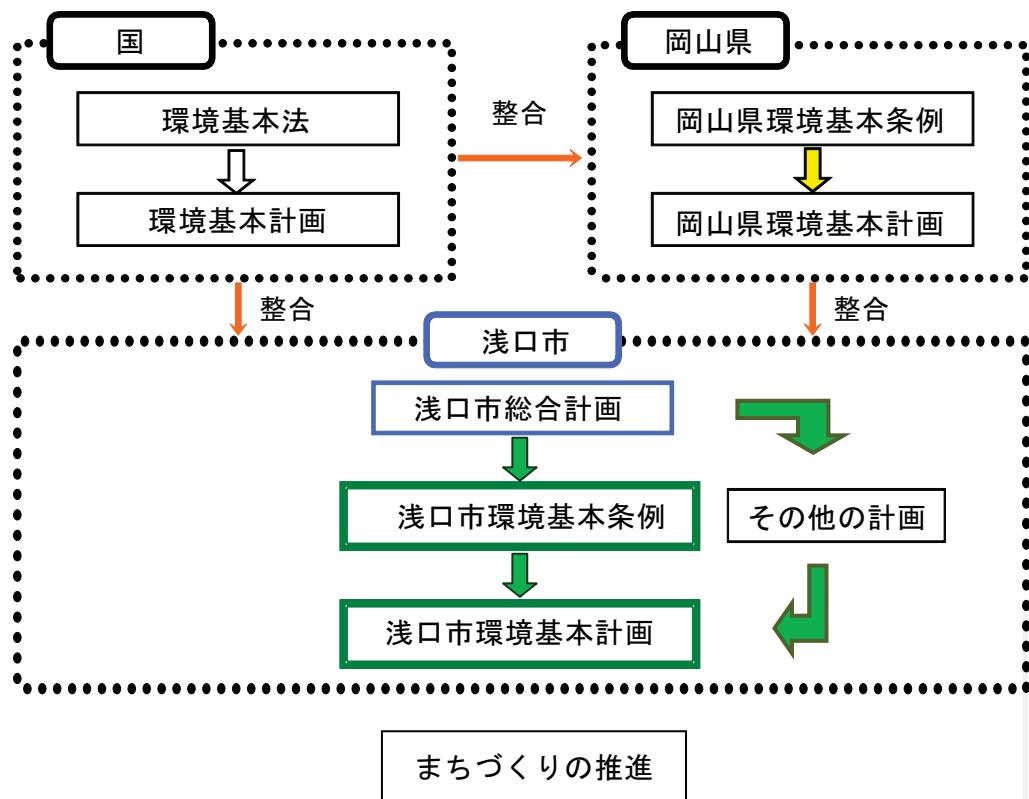


図 1-1-1 浅口市環境基本計画の位置付

## 第2節 環境基本計画策定の背景と計画の役割

かつての高度成長時代には、規模が大きい比較的少数の事業者を対象とした法規制により、公害問題が改善されました。しかし、それから半世紀近く経過した現在、大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とした社会経済システムは、多くの人々の日常生活の利便性を高めた一方で、地球規模の環境から生活排水・交通公害・ごみ問題など地域レベルの環境まで、広範囲に影響を及ぼすようになっています。

これらの環境問題は、かつての産業公害とは逆に、小さいながら「私たち一人ひとり」の影響が積み重なった結果、顕在化してきたものです。そのため、私たち一人ひとりの意識を高め、幅広く環境への取り組みを実践することで、環境改善に結びつけることが求められています。

このような背景の下、環境保全に関する目標及び環境行政の基本的な方針・考え方を定めるものであることに加え、市民や事業者、さらに通勤や通学等により本市に滞在する人（滞在者）が、行政と協働して環境保全に取り組んでいくための指針となることを、浅口市環境基本計画の役割として考えることとします。

## 第3節 環境基本計画の期間

浅口市環境基本計画は、市の上位計画である総合計画（基本構想の期間：平成19年度～平成28年度）を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。このため計画期間は上位計画との整合性を図るため、計画の初年度を平成25年度（2013年度）、見直しを平成28年度（2016年度）、最終年度（計画目標年度）を平成34年度（2022年度）とします。

また、本市を取り巻く今後の社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

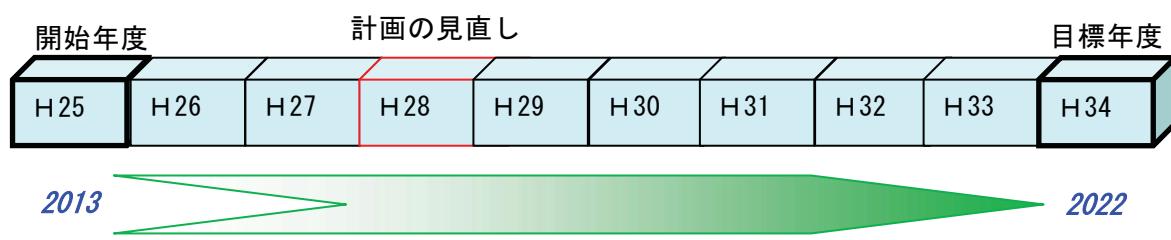


図 1-3-1 浅口市環境基本計画の期間

## 第4節 環境基本計画で対象とする地域と環境要素

浅口市環境基本計画では、本市全域（66.46km<sup>2</sup>）をその対象地域とします。

また本計画では、一般に環境基本計画で対象となる「生活環境」「自然環境」「快適環境」「地球環境」に加えて、あらゆる環境分野の基盤的存在ともいえる「環境教育及び環境保全活動」をとりあげ、対象とする環境要素を表1-4-1のように設定します。なお、表1-4-1のうち地球環境については、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のほか、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の国境を越える移動及び開発途上国の公害問題等がありますが、ここでは身近なところから取り組んでいける要素を対象とします。

表1-4-1 浅口市環境基本計画で対象とする環境要素

区分	対象とする環境要素
生活環境	大気環境、水環境、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地下水汚染、ダイオキシン類、ごみと資源化
自然環境	自然公園や自然環境保全地域、自然景観資源、動植物の生息・生育状況、鳥獣による被害
快適環境	公園・緑地、地域の景観や美観、歴史的・文化的遺産
地球環境	地球温暖化、省エネルギー・省資源・自然エネルギー利活用の推進
環境教育及び環境保全活動	学校・家庭・事業所等における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備及び提供

## 第5節 環境基本計画の推進主体と各主体の役割

計画の推進にあたっては、さまざまな施策、事業、取り組みに計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくことが必要です。そのため、計画の推進主体は、計画策定主体である行政に限定されることなく、市民、事業者が協働して、本市の自然や歴史文化を大切にしながら、環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

### ○本市の役割（責務）

市は「浅口市環境基本条例」に定める基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有します。また、自らの施策の実施に伴う

環境への負荷の低減に積極的に努めます。

○市民の役割（責務）

市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約や廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めます。また、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有します。

○事業者の役割（責務）

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理する責務を有します。またその事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有します。

○浅口市、市民及び事業者の協働

浅口市、市民及び事業者は、それぞれの責務を果たすため、協働して環境の保全等に関する施策及び環境活動を推進します。

## 第2章 浅口市の自然的・社会的状況

### 第1節 自然的状況

#### 1 位置と地勢

本市は岡山県の西南部に位置し、面積 66.46km<sup>2</sup>を有し、30~40km 圏域に岡山市、福山市を有するとともに、倉敷市、笠岡市、里庄町、矢掛町に接し、瀬戸内海に面しています。

本市の北側には遙照山（ようしょうざん）山地、南側には寄島山地があり、その間に里見川低地があります。遙照山山地は流紋岩を主とし、周辺の丘陵は花崗岩となります。山地の南斜面は急斜面ですが、前縁にある花崗岩の地域は丘陵部をなしています。主要な山としては遙照山、竹林寺山、阿部山が存在します。寄島山地は大部分が花崗岩や石英閃緑岩となり、北側は丘陵地になっていますが、南側は急斜面になっていて直ちに海に面しています。主要な山としては泉山、竜王山が存在します。里見川低地は里見川が作った低地で、高梁川河口の玉島低地に連なっています。里見川は玉島湾へ注いでおり、天井川※化しているところも見られます。里見川以外には、鴨方川、堅川等の河川があります。

気候は瀬戸内海式気候で温暖少雨です。そのため、過ごしやすく自然条件に恵まれています。

※天井川：砂や石の堆積により、川床が周辺の平野面よりも高くなった川。

## 2 気象

本市内には地域気象観測所が設置されていないため、隣市である笠岡市内の笠岡地域気象観測所の気象観測値（平年値）を表2-1-1に、月別の平均気温と降水量を図2-1-1に示しています。

表2-1-1 笠岡地域気象観測所における気象観測値（平年値）

地域気象観測所	平均気温(°C)	平均風速(m/s)	最多風向	日照時間(時間)	降水量(mm)	統計期間
笠岡	15.5	1.7	北西	2,086.6	1,026.1	日照時間 1987～2010 それ以外 1981～2010

資料：気象庁統計

平年値：平均的な気候状態を表すときの用語で、気象庁では30年間の平均値を用い、10年ごとに更新している。現在は原則1981年～2010年の30年間（観測所によってはこれに満たない）の観測値が用いられています。

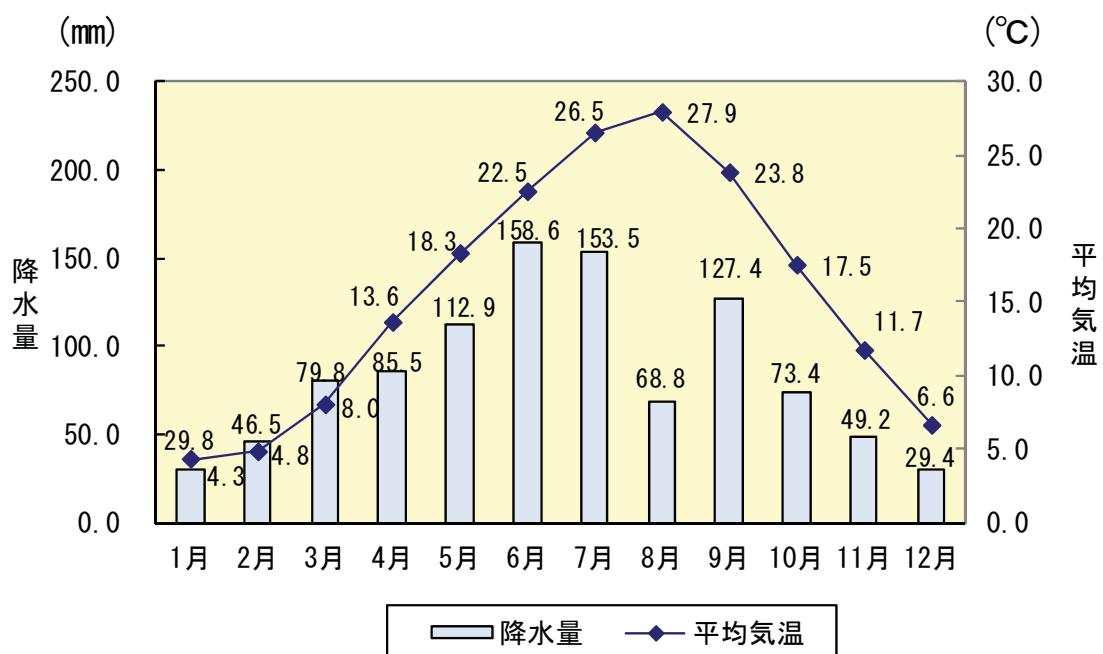


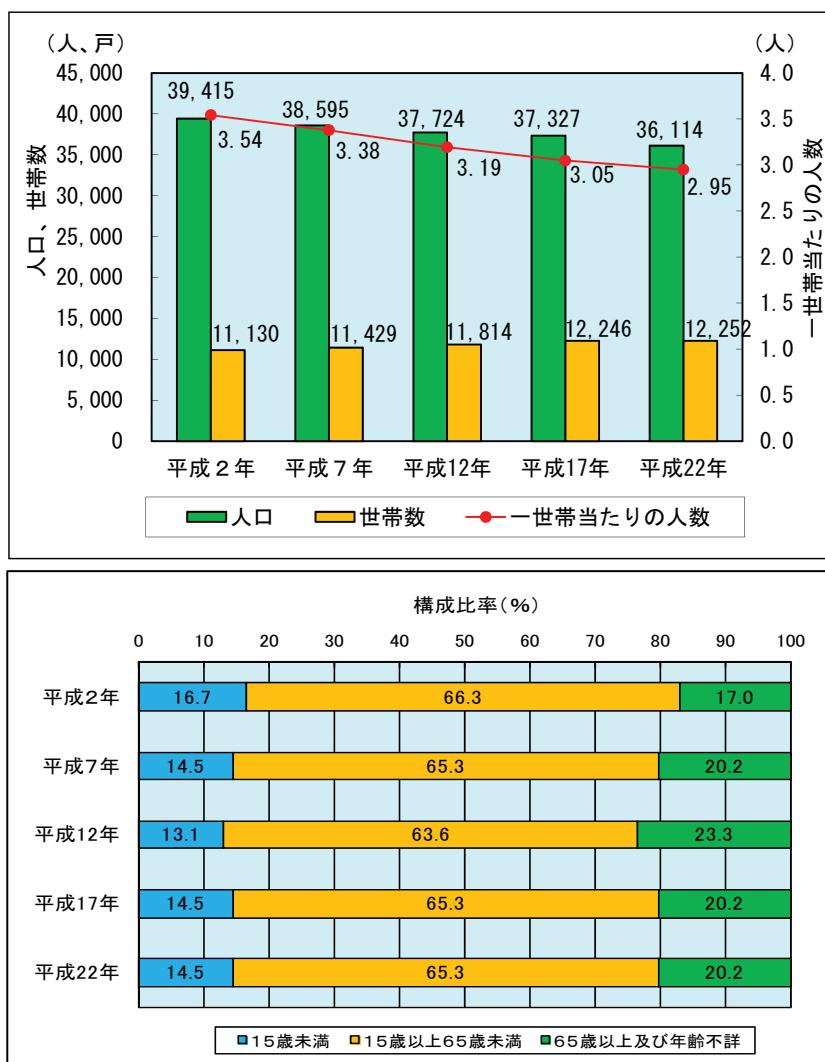
図2-1-1 笠岡地域気象観測所の降水量と気温

## 第2節 社会的状況

### 1 人口及び世帯数

本市の人口は図2-2-1にみられるように減少傾向にあり、平成22年10月1日現在の総人口は、20年前の平成2年と比較して8.4%減少（年当たり0.42%の減少）し36,114人となっています。一方で世帯数の増減数は小さく、一世帯当たりの人数は3.54人から2.95人に減少していく、世帯分離による核家族化がうかがえます。

年齢階級別にみると、平成22年の15歳未満の年少人口及び15歳以上65歳未満の生産年齢人口の割合は、20年前の平成2年と比較して減少していますが、65歳以上の老人人口の割合は増加しており、少子高齢化がやや進行しています。



各年10月1日現在 資料：国勢調査

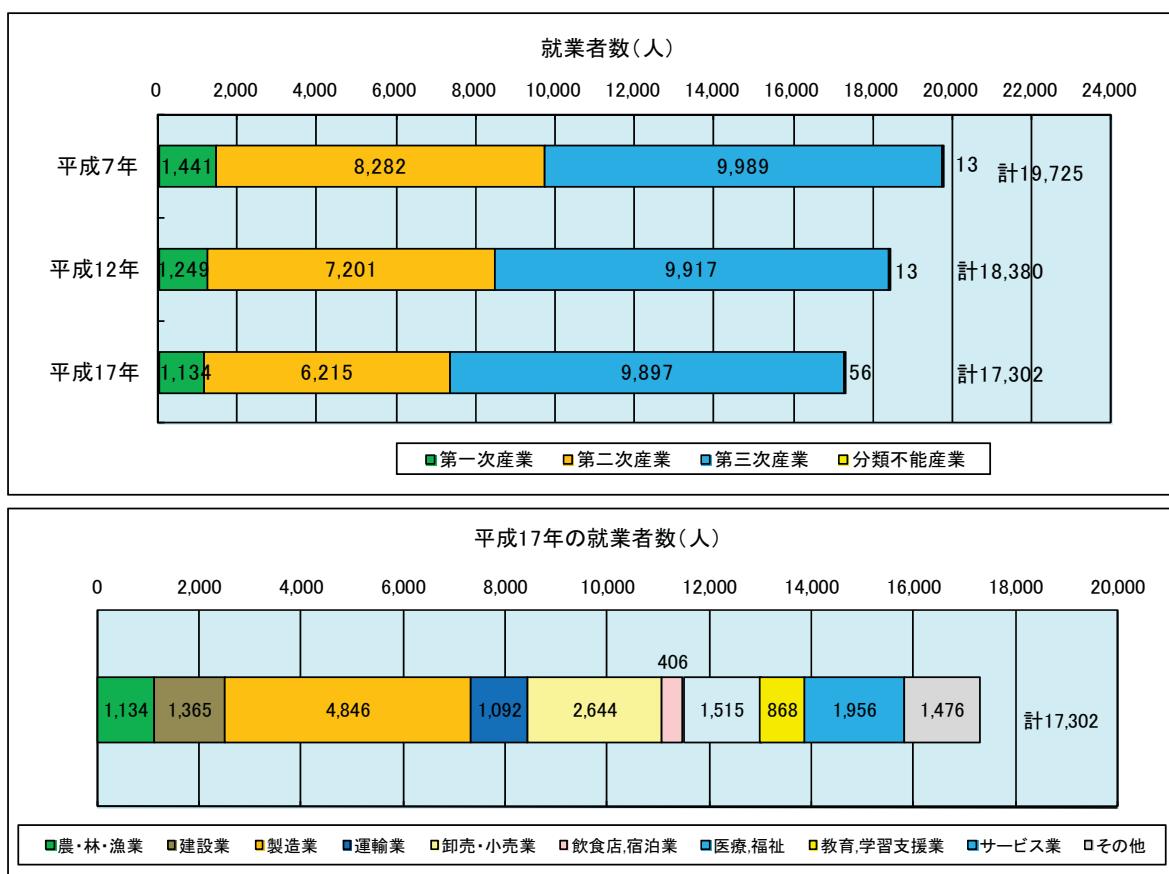
図2-2-1 人口・世帯数・年齢階級別構成比率等の推移

## 2 産業

### (1) 産業別就業者数

平成 17 年の国勢調査による産業別就業者数（15 歳以上）は、第一次産業が 1,134 人（全体の 6.6%）、第二次産業が 6,215 人（同 35.9%）、第三次産業が 9,897 人（同 57.2%）、分類不能が 56 人（同 0.3%）となっています。

平成 17 年の就業者数を産業大分類別にみると、製造業が 4,846 人（全体の 28.0%）で最も多く、次いで卸売・小売業の 2,644 人（同 15.3%）、サービス業の 1,956 人（同 11.3%）、医療福祉の 1,515 人（同 8.8%）の順になっています。



資料：国勢調査

図 2-2-2 産業別就業者数（15 歳以上）

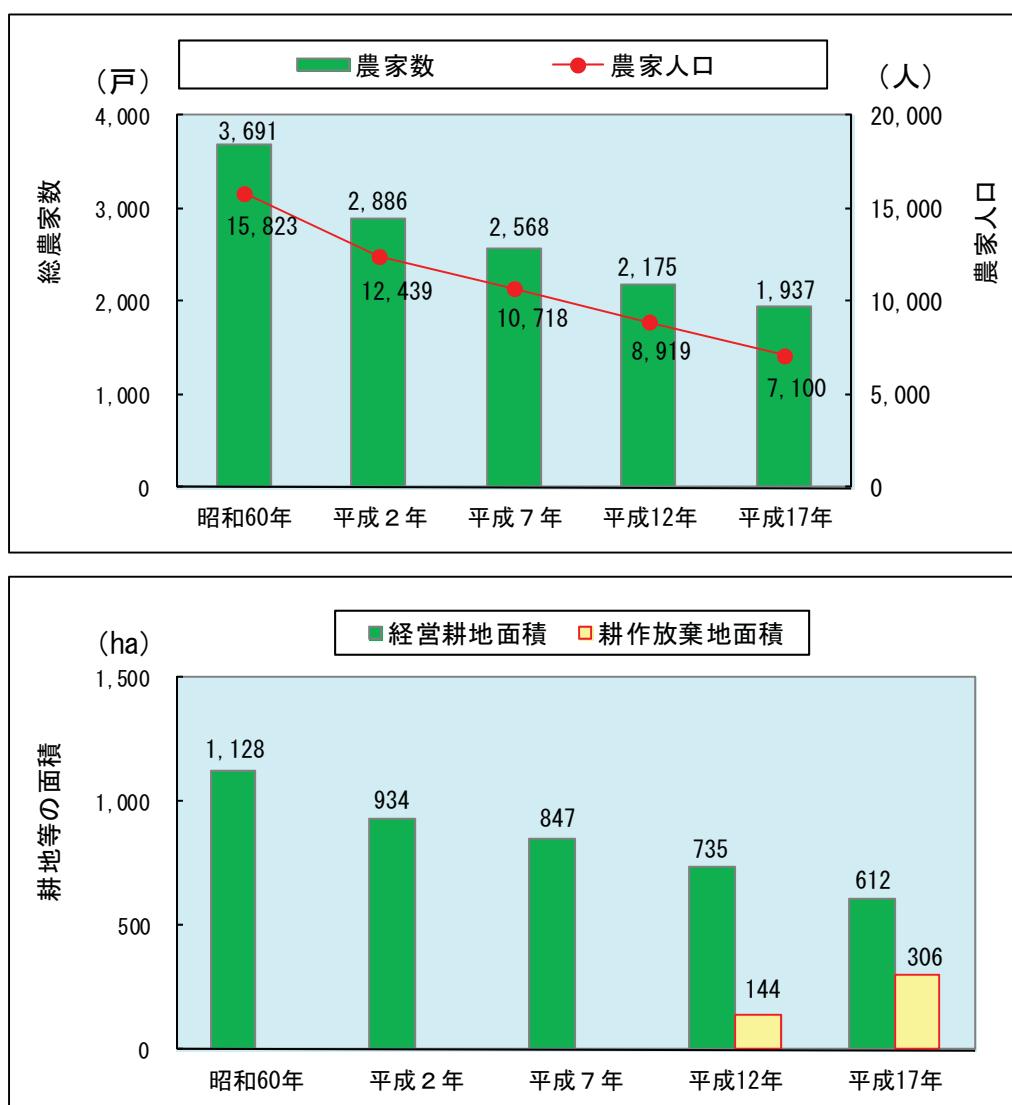
## (2) 農業及び林業

### ① 農家数及び経営耕地面積

平成 17 年（2005 年）2 月 1 日現在の総農家数は、本市全体で 1,937 戸であり、昭和 60 年（3,691 戸）と比較して 47.5%ほど減少しています。農家人口は、平成 17 年が 7,100 人で、昭和 60 年（15,823 人）と比較して 55.1%ほど減少しています。

経営耕地面積については、平成 17 年が 612 ha で、昭和 60 年（1,128 ha）と比較して 45.7%ほど減少しています。

一方、平成 12 年以降調査されている耕作放棄地の面積は、平成 17 年で 306 ha となっており、現在はさらに増大しているものと思われます。経営耕地面積が急減し耕作放棄地が急増している原因は、農家数の減少とともに、農業従事者の高齢化のため、耕作できる耕地の範囲が狭くなっていることも考えられます。



資料：統計年報

図 2-2-3 農家数及び経営耕地面積等の推移

## ② 森林及び林業

平成 23 年（2011 年）3 月 31 日現在の本市の森林面積は 2,923ha (29.23 km<sup>2</sup>) で、市の総面積(66.46 km<sup>2</sup>) の 44.0%を占め、このうち森林計画対象森林（国有林・民有林）は 2,882 ha であり、そのうち 88 ha (3.1%) が人工林です。

地域森林計画対象民有林の立木の材積は、人工林が 8,902 m<sup>3</sup>、天然林が 426,755 m<sup>3</sup> であり、森林の成長量は人工林が 446 m<sup>3</sup>で、全体の 14.9%を占めています。

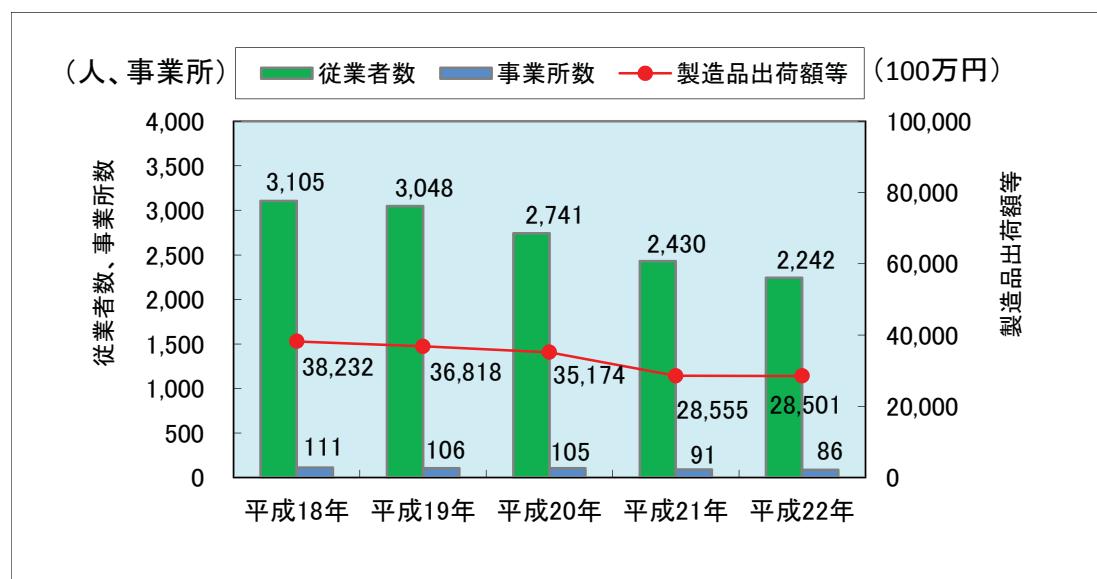
表 2-2-1 浅口市の森林面積等（平成 23 年 3 月 31 日現在）

区分	森林計画対象森林	左欄のうち地域森林計画対象民有林		
	面積 (ha)	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	成長量 (m <sup>3</sup> )
人工林	88 (3.1%)	88	8,902	446
天然林	2,704 (93.8%)	2,640	426,755	2,539
その他（竹林等）	90 (3.1%)	87	—	—
合 計	2,882 (100.0%)	2,815	435,657	2,985

出典：岡山県の森林資源

## （3）工業

平成 22 年の工業統計調査によれば、本市の製造業の事業所数（従業者 4 人以上）は 86、従業者数は 2,242 人、製造品出荷額等は 28,501 百万円です。産業中分類別にみると、「食料品製造業」「プラスチック製品製造業」「生産用機械器具製造業」などの従業者数や製造品出荷額等が多くなっています。



資料：工業統計調査

図 2-2-4 工業の推移（従業者 4 人以上の事業所）

表 2-2-2 産業中分類別の状況（従業者 4 人以上の事業所、平成 22 年 12 月 31 日現在）

区分（産業中分類別）	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
食料品製造業	18	638	6,986.82
飲料・たばこ・飼料製造業	4	99	1,743.57
繊維工業	10	116	79.60
木材・木製品製造業(家具を除く)	2	9	X
家具・装備品製造業	4	22	197.03
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	73	X
印刷・同関連業	2	16	X
化学工業	1	97	X
石油製品・石炭製品製造業	1	41	X
プラスチック製品製造業	17	417	7,426.82
ゴム製品製造業	2	9	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-
窯業・土石製品製造業	3	20	147.31
鉄鋼業	2	25	X
非鉄金属製造業	-	-	-
金属製品製造業	3	40	X
はん用機械器具製造業	1	5	X
生産用機械器具製造業	7	211	2,730.53
業務用機械器具製造業	1	11	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	-	-	-
電気機械器具製造業	-	-	-
情報通信機械器具製造業	1	152	X
輸送用機械器具製造業	3	229	1,210.50
その他の製造業	2	12	X
合計	86	2,242	28,501.21

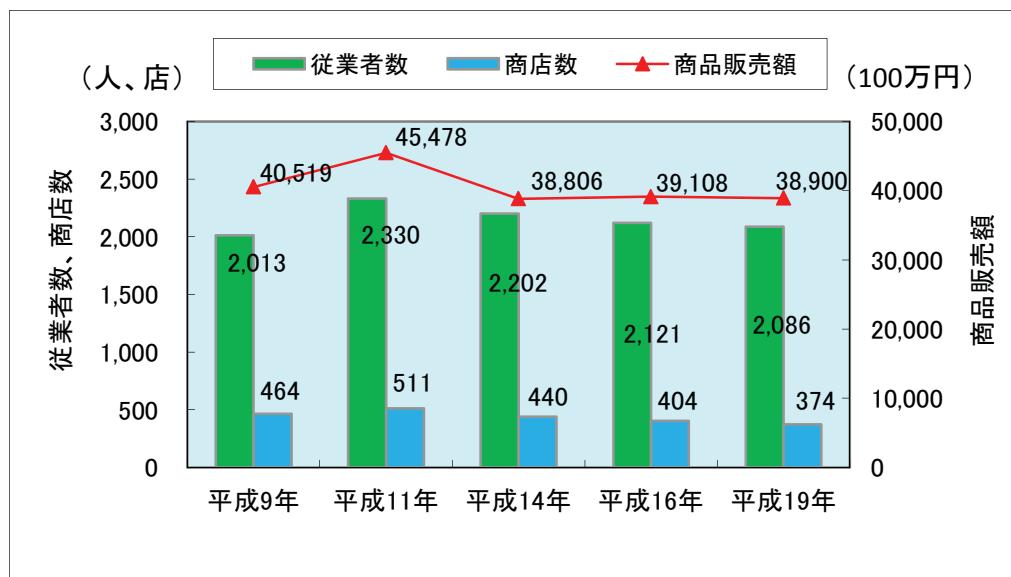
資料：工業統計調査

〔注〕 X : 該当数はあるが、統計法により公表されていないもの

#### (4) 商業

平成 19 年 6 月に実施された商業統計調査によれば、本市の商店数は 374、従業者数は 2,086 人、年間商品販売額は 38,900 百万円となっています。

経年変化をみると、全国的な傾向ですが、道路網の整備や車社会の進展等により郊外及び近隣の大型店への購買力の流出が進んでいて、商店数、従業者数及び年間商品販売額ともに減少傾向にあります。

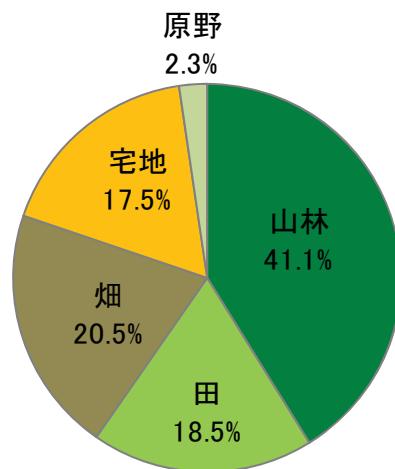


資料：商業統計調査

図 2-2-5 商業の推移

### 3 土地利用

平成 21 年（2009 年）1 月 1 日現在の土地利用形態別の民有地面積をみると、山林が 41.1% と大半を占めていて、田が 18.5%、畑が 20.5%、宅地が 17.5%、原野が 2.3% となっています。



資料：岡山県統計年報

図 2-2-6 土地利用状況（民有地：平成 21 年 1 月 1 日）

## 4 交通

本市の交通網について見ると、鉄道では、JR山陽本線が東西に走り、金光及び鴨方の2駅が設置されています。平成21年度岡山県統計年報によれば、平成21年度の鴨方駅の1日平均乗車人員は2,681人（普通625人、定期2,056人）であり、JR山陽線（北長瀬駅と笠岡駅の間）では庭瀬駅の3,640人に次いで多くなっています。また、金光駅1日平均乗車人員は2,491人（普通584人、定期1,907人）でした。

主な道路としては、山陽自動車道、一般国道2号、主要地方道矢掛寄島線、同倉敷笠岡線が走っていて、本市の幹線道路としての役割を担っています。国道及び主要地方道の道路交通量（平成22年秋期観測）は表2-2-3～4のとおりであり、一般国道2号で平日24時間交通量が28,962台を観測しています。また、平成17年の観測値に比較すると、平成22年の観測結果は山陽自動車道の自動車類交通量（平日の12時間及び24時間）が、2区間にともに10%以上増加しています。

表2-2-3 (1) 平日24時間自動車類交通量

路線名	観測地点名	H22自動車類交通量(台)			H17	H22/H17
		小型車	大型車	合計		
山陽自動車道	玉島～鴨方	22,200	21,349	43,549	37,199	1.17
	鴨方～笠岡	20,637	21,493	42,130	35,929	1.17
一般国道2号	浅口市金光町大谷	18,255	10,707	28,962	26,550	1.09
倉敷長浜笠岡線	倉敷市玉島黒崎 (浅口市境附近)	1,974	120	2,094	1,934	1.08
倉敷長浜笠岡線	浅口市寄島町	2,333	125	2,458	1,840	1.34
倉敷笠岡線	倉敷市玉島道口 (浅口市境より東300m附近)	1,644	63	1707	7,384	0.23
倉敷笠岡線	浅口市金光町占見新田	11,644	970	12,614	7,556	1.67
倉敷笠岡線	浅口市鴨方町小坂西	8,169	861	9,030	10,127	0.89
矢掛寄島線	矢掛町南山田 (浅口市境)	2,686	228	2,914	3,869	0.75
矢掛寄島線	浅口市鴨方町六条院西	3,149	408	3,557	6,760	0.53
矢掛寄島線	浅口市寄島町福井	5,960	435	6,395	6,760	0.95
矢掛寄島線	浅口市鴨方町本庄	331	46	377	1,269	0.3
鴨方矢掛線	浅口市鴨方町本庄上名口	2,911	111	3,022	2,629	1.15
新賀小坂東線	笠岡市尾坂 (浅口市境附近)	4,782	703	5,485	4,790	1.15
東安倉鴨方線	浅口市鴨方町六条院中	2,613	106	2,719	3,502	0.78
里庄地頭上線	浅口市鴨方町本庄山ノ神	331	26	357	60	5.95
寄島笠岡線	浅口市寄島町	997	48	1,045	4,114	0.25

表 2-2-3 (2) 平日 24 時間自動車類交通量

路線名	観測地点名	H22 自動車類交通量(台)			H17	H22/H17
		小型車	大型車	合計		
玉島黒崎金光線	浅口市金光町大谷	546	27	573	175	3.27
六条院東里庄線	浅口市鴨方町六条院西	174	6	180	4,358	0.04
六条院東里庄線	浅口市鴨方町六条院西 (岡田ハーネス前附近)	3,816	304	4,120	4,358	0.95

表 2-2-4 平日 12 時間自動車類交通量

路線名	観測地点名	H22 自動車類交通量(台)			H17	H22/H17
		小型車	大型車	合計		
山陽自動車道	玉島～鴨方	17,678	9,660	27,338	23,533	1.16
	鴨方～笠岡	16,274	9,676	25,950	22,434	1.16
一般国道 2 号	浅口市金光町大谷	13,435	5,250	18,685	17,098	1.09
倉敷長浜笠岡線	倉敷市玉島黒崎 (浅口市境附近)	1,597	78	1,675	1,465	1.14
倉敷長浜笠岡線	浅口市寄島町	1,891	75	1,966	1,426	1.38
倉敷笠岡線	倉敷市玉島道口 (浅口市境より東 300m 附近)	1,362	15	1,377	5,724	0.24
倉敷笠岡線	浅口市金光町占見新田	9,376	715	10,091	5,724	1.76
倉敷笠岡線	浅口市鴨方町小坂西	6,545	679	7,224	7,850	0.92
矢掛寄島線	矢掛町南山田 (浅口市境)	2,162	169	2,331	2,999	0.78
矢掛寄島線	浅口市鴨方町六条院西	2,464	251	2,715	5,176	0.52
矢掛寄島線	浅口市寄島町福井	4,746	364	5,110	5,176	0.99
矢掛寄島線	浅口市鴨方町本庄	269	35	304	1,032	0.29
鴨方矢掛線	浅口市鴨方町本庄上名口	2,410	27	2,437	2,209	1.1
新賀小坂東線	笠岡市尾坂 (浅口市境附近)	3,873	550	4,423	4,025	1.1
東安倉鴨方線	浅口市鴨方町六条院中	2,124	51	2,175	2,673	0.81
里庄地頭上線	浅口市鴨方町本庄山ノ神	272	16	288	46	6.26
寄島笠岡線	浅口市寄島町	809	27	836	3,214	0.26
玉島黒崎金光線	浅口市金光町大谷	443	15	458	147	3.12
六条院東里庄線	浅口市鴨方町六条院西	142	2	144	3,327	0.04
六条院東里庄線	浅口市鴨方町六条院西 (岡田ハーネス前附近)	3,075	221	3,296	3,327	0.99

資料：平成 22 年度道路交通センサス（国土交通省）

表 2-2-5 24 時間自動車類交通量

路線名	観測地点名 (図のNo.)	集計 区分	H17 自動車類交通量(台)			H11	H17/H11	
			乗用車 類	貨物車 類	合計			
山陽自動車道	玉島 IC～鴨方 IC 間	①	平日	16,624	20,575	37,199	37,038	1.00
			休日	25,005	8,564	33,569	30,248	1.11
	鴨方 IC～笠岡 IC 間	②	平日	15,571	20,358	35,929	35,768	1.00
			休日	24,220	8,499	32,719	29,429	1.11
一般国道 2 号	鴨方町六条院 中字柳原	③	平日	13,644	12,906	26,550	29,855	0.89
			休日	17,204	6,578	23,782	26,275	0.91
(主)矢掛寄島線	寄島町福井	④	平日	4,932	1,828	6,760	6,704	1.01
			休日	4,821	983	5,804	5,851	0.99

表 2-2-6 12 時間自動車類交通量

路線名	観測地点名 (図のNo.)	集計 区分	H17 自動車類交通量(台)			H11	H17/H11	
			乗用車 類	貨物車 類	合計			
山陽自動車道	玉島 IC～鴨方 IC 間	①	平日	12,938	10,595	23,533	23,152	1.02
			休日	19,063	4,384	23,447	21,206	1.11
	鴨方 IC～笠岡 IC 間	②	平日	12,040	10,394	22,434	21,984	1.02
			休日	18,321	4,322	22,643	20,444	1.11
一般国道 2 号	鴨方町六条院 中字柳原	③	平日	9,213	7,885	17,098	17,956	0.95
			休日	12,450	3,217	15,667	16,977	0.92
(主)矢掛寄島線	寄島町福井	④	平日	3,644	1,532	5,176	5,203	0.99
			休日	3,705	832	4,537	4,575	0.99

〔注〕1. IC はインター・チェンジを示す。

表 2-2-7 12 時間自動車類交通量

路線名	観測地点名 (図のNo.)	集計 区分	H17 自動車類交通量(台)			H11	H17/H11	
			乗用車 類	貨物車 類	合計			
(主)倉敷笠岡線	金光町占見新田	⑤	平日	4,094	1,630	5,724	5,166	1.11
			休日	2,981	768	3,749	3,778	0.99
(主)矢掛寄島線	鴨方町地頭上佐 古	⑥	平日	2,239	760	2,999	1,109	2.10
			休日	824	228	1,052	1,055	1.00
一般県道 南浦金光線	金光町佐方	⑦	平日	2,720	1,190	3,910	3,496	1.12
			休日	2,106	463	2,569	2,591	0.99
一般県道 東安倉鴨方線	鴨方町六条院 中	⑧	平日	1,987	686	2,673	2,159	1.24
			休日	1,355	696	2,051	2,068	0.99
一般県道 本庄玉島線	金光町下竹	⑨	平日	3,384	1,599	4,983	2,422	2.06
			休日	1,263	399	1,662	1,673	0.99
一般県道 鴨方矢掛線	鴨方町本庄上 名口	⑩	平日	1,653	556	2,209	2,287	0.97
			休日	1,517	449	1,966	1,986	0.99
一般県道 新賀小坂東線	鴨方町小坂東 宮ノ前	⑪	平日	3,015	1,010	4,025	3,719	1.08
			休日	2,388	607	2,995	3,021	0.99

〔注〕1. (主)は主要地方道を示す。

資料：平成 17 年度道路交通情勢調査結果表（岡山県土木部）



[注] ○内の数字は表 2-2-5~2-2-7 の観測地点No.を示す。

資料：「おかやまの道路 2011」（岡山県）に加筆して作成。

図 2-2-7 浅口市及びその周辺の自動車類交通量の観測地点

## 5 公共・公益施設

本市には、学校や福祉施設等の主な公共・公益施設が 25 施設存在します。公共・公益施設は、市民の文化的な環境を支えるという役割を果たし、また環境保全上配慮すべき対象にもなっています。本市にある公共・公益施設のうち、小学校は 7 施設、中学校は 3 施設、福祉施設は 6 施設、ごみ等処理施設は 2 施設存在しています（表 2-2-8）。

表 2-2-8 浅口市における主な公共・公益施設の数

区分	施設の数
小学校	7
中学校	3
図書館	3
福祉施設	6
郷土資料館等	4
ごみ等処理施設	2

資料：浅口市資料

## 6 文化財

本市にある文化財のうち、国指定等の文化財は2件、県指定の文化財は3件、市指定の文化財は37件あります（表2-2-9）。

表 2-2-9 浅口市にある文化財の数（平成24年3月末現在）

指定等	区分	文化財の数
国指定	有形文化財	2
県指定	重要文化財	3
市指定	有形文化財	21
	無形文化財	5
	記念物	11

資料：浅口市資料及び浅口市教育委員会事務局文化振興課へのヒアリング

## 7 観光・レクリエーション

本市には観光施設は4件、公園は6件、歴史・文化、景観資源がそれぞれ13件あります（表2-2-10）。

表 2-2-10 観光・レクリエーション

分類	施設数
観光施設	4
公園	6
歴史・文化	13
景観	13

資料：浅口市観光協会 あさくち観光ガイド

## 8 生活排水の排出状況

本市における平成22年度の公共下水道の整備率（住民基本台帳人口に対する公共下水道の処理人口）は65.7%で、平成18年度～平成22年度の5年間は着実に増加しています（図2-2-8）。



資料：公共下水道整備状況（岡山県）

図 2-2-8 生活排水の処理状況

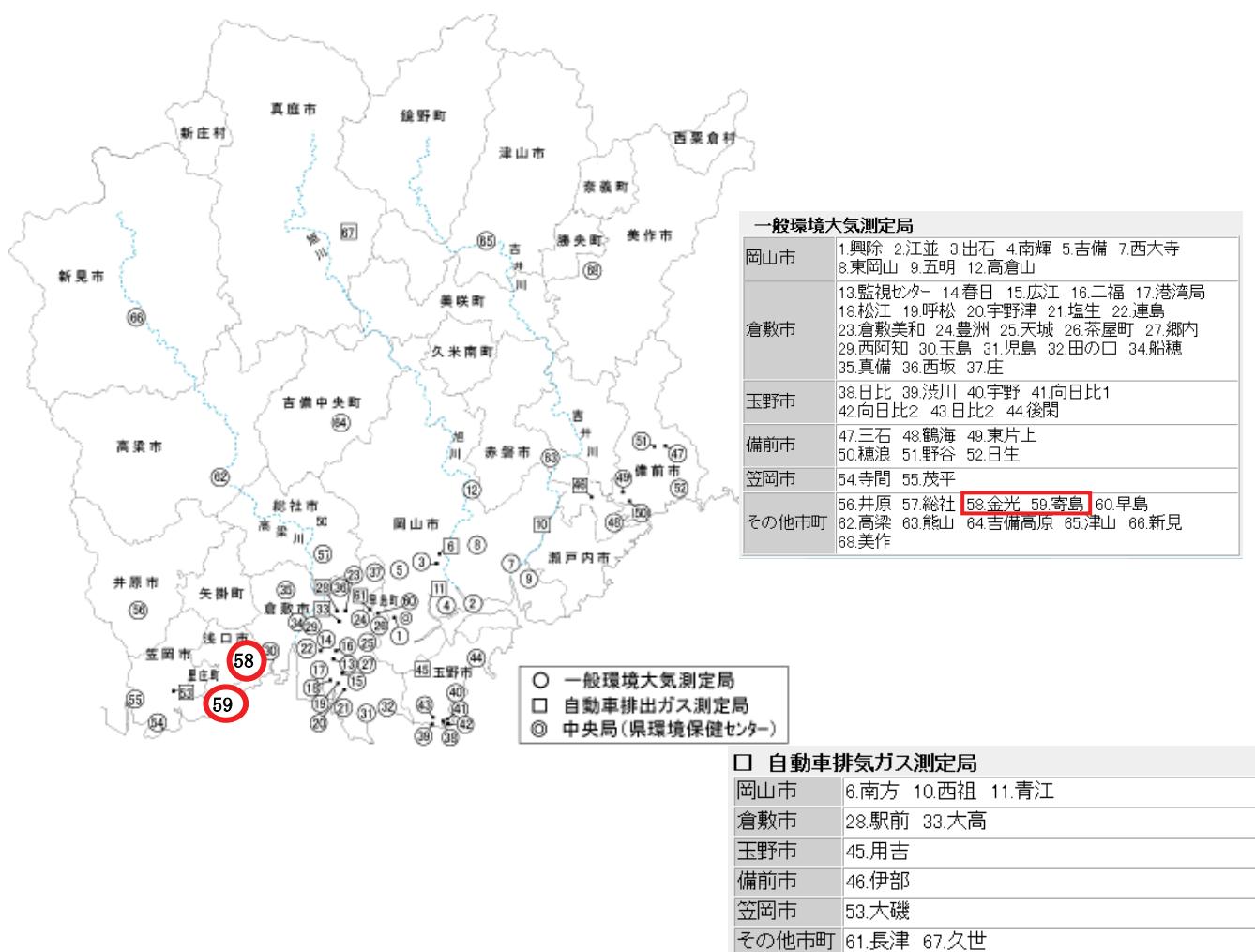
## 第3章 浅口市における環境の現状と課題

### 第1節 大気環境

岡山県では、大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)及び二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の大気環境濃度等について、平成23年10月1日現在では68の環境大気測定局(以下、「測定局」という)で測定しています。(環境基準は資料編P.1に掲載)

本市内においては、岡山県が設置している「金光局(下図⑤8)」で、「窒素酸化物」「光化学オキシダント」「浮遊粒子状物質」「風向・風速」の各項目が、「寄島局(下図⑤9)」で、「硫黄酸化物」「光化学オキシダント」「風向・風速」の各項目が連続測定されています。

以下、図3-1-1に上記の測定局の配置図を掲載しています。



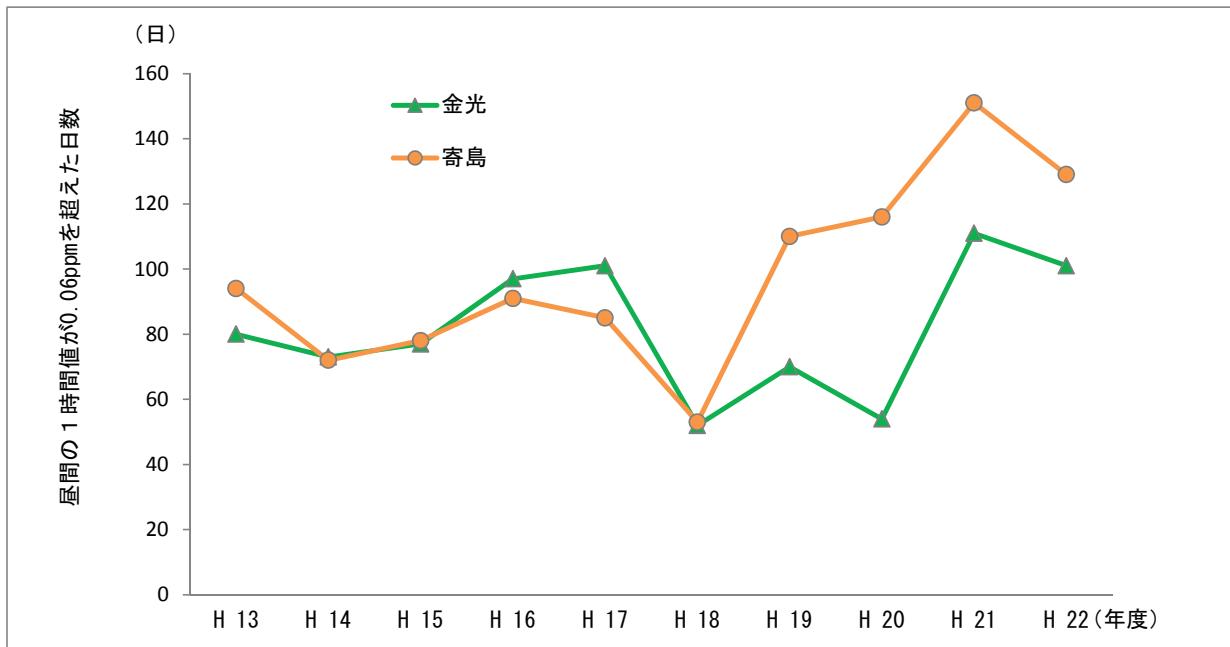
[注] 1.岡山県資料(岡山県の環境大気の状況)に加筆して作成。

図3-1-1 岡山県内の大気汚染常時監視測定局(平成23年10月1日現在)

## 1 光化学オキシダント ( $O_x$ ) 濃度の状況

昼間（5時～20時）の1時間値が0.06 ppmを超えた日数は、平成22年度の金光局で101日、同年度の寄島局で129日でした。

また、過去10年間（平成13年度～平成22年度）における推移は図3-1-2に示すとおりです。



資料：環境大気常時監視測定結果（岡山県）

図3-1-2 光化学オキシダントの推移（平成13年度～平成22年度）

光化学オキシダントについては、1時間値が0.12 ppmを超えた場合は、注意報や警報を発令しています。平成22年度では、注意報の発令が金光局で2回、寄島局で3回ありました。

また、平成22年度の金光局と寄島局はともに、光化学オキシダントの環境基準が未達成となっていますが、全国的の環境基準達成率は0.0%（平成22年度）と低い状況で、本市も全国の他都市と同様の傾向にあります。

**※光化学オキシダント：**工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

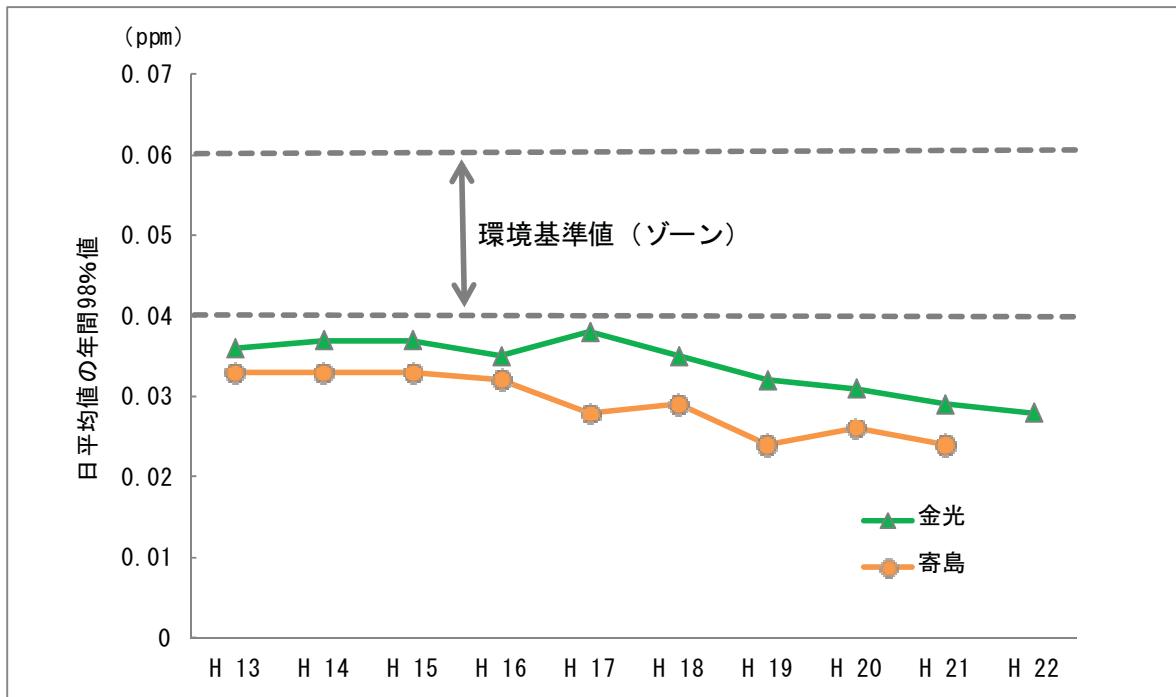
資料：平成22年度版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）より引用

## 2 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ ) 濃度の状況

平成 22 年度金光局では、二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が、0.028ppm で、環境基準ゾーン（日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm）を下回っており、二酸化窒素の環境基準を達成しています。

過去 10 年間（平成 13 年度～平成 22 年度）の二酸化窒素の環境基準達成状況を測定局別にみると図 3-1-3 のとおりです。

本市内の測定結果は、過去 10 年間（平成 13 年度～平成 22 年度）で環境基準ゾーンを下回っています。



〔注〕1. 寄島局は、平成 22 年度から二酸化窒素の測定がされていません。

資料：環境大気常時監視測定結果（岡山県）

図 3-1-3 二酸化窒素の環境基準の達成状況（平成 13 年度～平成 22 年度）

**※年間 98% 値**：1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98% 目に該当する日平均値。例えば、365 個の日平均値がある場合は、98% 値は、低い方から数えて 98% 目に該当する第 358 番目の日平均値。逆に、高い方（最高値）から数えると、最高値から数えて 2 % 目の 7 番目までを除いた第 8 番目の日平均値が 98% 値である。二酸化窒素の環境基準への適否について長期的な評価を行う際に使用している。

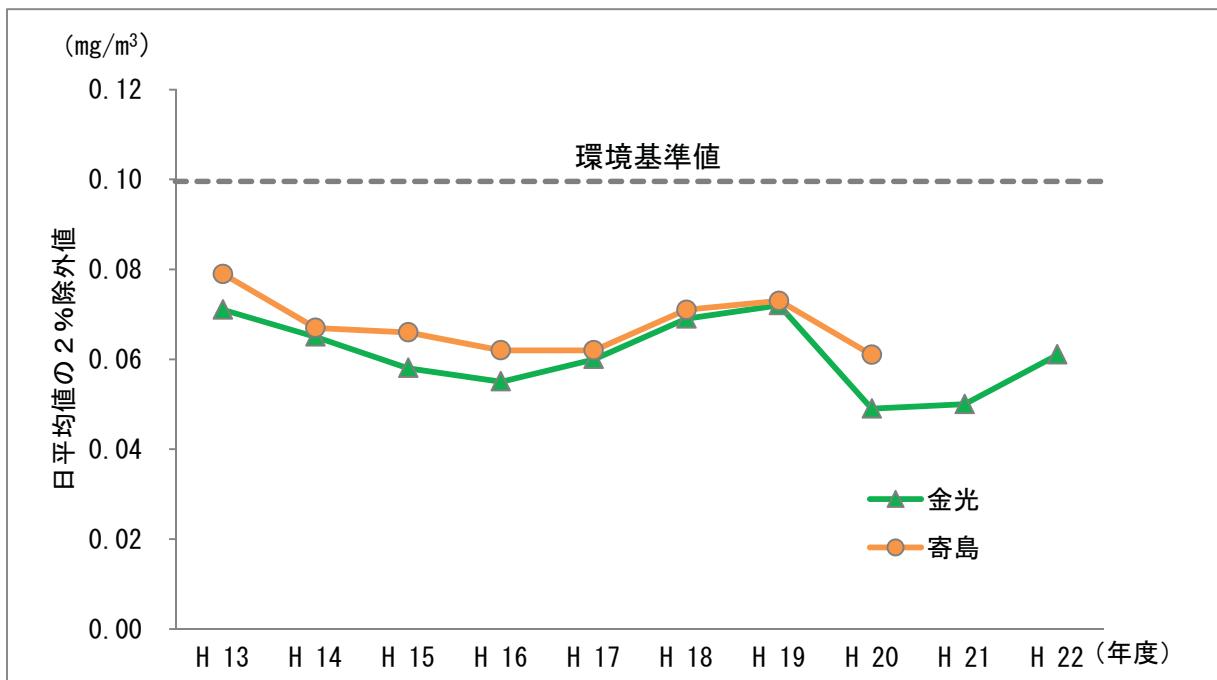
資料：中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会（第 1 回）配付資料

### 3 浮遊粒子状物質（SPM）濃度の状況

平成 22 年度金光局では、浮遊粒子状物質の日平均値の 2 %除外値が、 $0.061\text{mg}/\text{m}^3$  で、環境基準値（日平均値の 2 %除外値が  $0.10\text{ mg}/\text{m}^3$ ）を下回っています。

過去 10 年間（平成 13 年度～平成 22 年度）の浮遊粒子状物質の環境基準達成状況を測定局別にみると図 3-1-4 のとおりです。

本市内の測定結果は、過去 10 年間（平成 13 年度～平成 22 年度）で環境基準値を下回っています。



〔注〕1. 寄島局は、平成 20 年度以降、浮遊粒子状物質の測定がされていません。

資料：環境大気常時監視測定結果（岡山県）

図 3-1-4 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況（平成 13 年度～平成 22 年度）

※2 %除外値：2 %除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2 %分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。

例えば、365 個の日平均値がある場合は、高い方から数えて 2 %目に該当する 7 に 1 を加えた第 8 番目の日平均値が、2 %除外値となる。

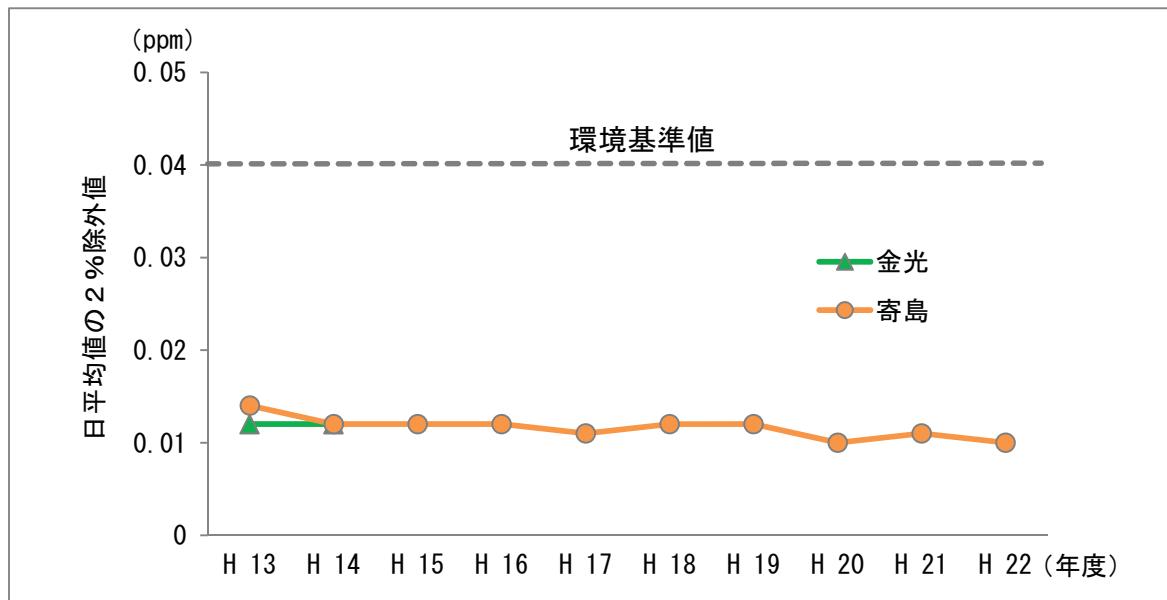
資料：中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会（第 1 回）配付資料

#### 4 二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ ) 濃度の状況

平成 22 年度寄島局では、二酸化硫黄の日平均値の 2 %除外値が、0.010ppm で、環境基準値（日平均値の 2 %除外値が 0.04ppm）を下回っています。

過去 10 年間（平成 13 年度～平成 22 年度）の二酸化硫黄の環境基準達成状況を測定局別にみると図 3-1-5 のとおりです。

本市内の測定結果は、過去 10 年間（平成 13 年度～平成 22 年度）で環境基準値を下回っています。



〔注〕1. 金光局は、平成 15 年度以降、二酸化硫黄の測定がされていません。

資料：環境大気常時監視測定結果（岡山県）

図 3-1-5 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（平成 13 年度～平成 22 年度）

※2 %除外値：2 %除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2 %分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。

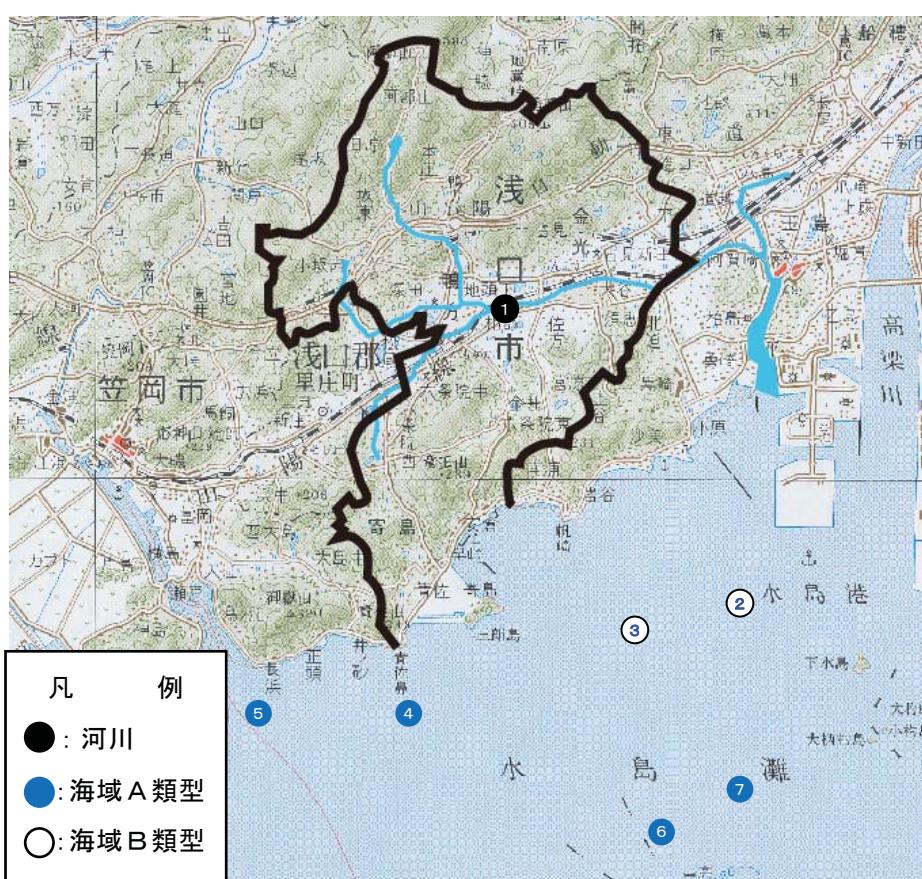
例えば、365 個の日平均値がある場合は、高い方から数えて 2 %目に該当する 7 に 1 を加えた第 8 番目の日平均値が、2 %除外値となる。

資料：中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会（第 1 回）配付資料

## 第2節 水環境

### 1 公共用水域水質測定地点

本市周辺では、里見川及びその支川や本市周辺の海域（水島地先、備讃瀬戸海域）で、岡山県及び本市が水質測定を行っています。水質測定地点のうち岡山県公共用水域水質測定地点は図3-2-1のとおりです。



鴨方川合流点

(平成23年10月6日撮影)

岡山県公共用水域の測定地点 (No. 1 ~ No. 7)					
No. 1	鴨方川合流点 (里見川)	No. 4	青佐鼻沖 (備讃瀬戸海域)	No. 7	綱代諸島西沖 (水島地先海域 (乙))
No. 2	玉島港沖合 (水島地先海域 (甲))	No. 5	神島鹿落鼻沖 (備讃瀬戸海域)		
No. 3	寄島沖 (水島地先海域 (甲))	No. 6	寄島沖合 (水島地先海域 (乙))		

資料：平成22年度公共用水域水質測定結果（岡山県）

図3-2-1 浅口市及びその周辺の公共用水域水質測定地点

## 2 水質汚濁に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」（資料編P. 2に掲載）と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」（表3-2-1、3-2-2）があり、前者はすべての公共用水域に適用されますが、後者は水域ごとに基準値が適用されています。また、後者は、河川、湖沼及び海域の別に、基準値が設定されています。

図3-2-1のうち里見川は河川D類型に指定されています。また、水島地先海域（乙）及び備讃瀬戸海域は、ともに海域A類型及びII類型に、水島地先海域（甲）は海域B類型及びII類型に指定されています。

表3-2-1 水質汚濁に係る環境基準（河川の抜粋）

類型	利用目的の適応性	BOD
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/L以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L以下
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L以下
E	工業用水3級環境保全	10mg/L以下

- 〔注〕 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※BOD（生物化学的酸素要求量）：生物化学的酸素要求量。水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。

新岡山県環境基本計画 エコビジョン2020 資料編より引用。

表 3-2-2 (1) 水質汚濁に係る環境基準（海域の抜粋）

類型	利用目的の適応性	COD
A	水産 1 級水浴自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	2 mg/L 以下
B	水産 2 級工業用水及び C の欄に掲げるもの	3 mg/L 以下
C	環境保全	8 mg/L 以下

〔注〕 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3-2-2 (2) 水質汚濁に係る環境基準（海域の抜粋）

類型	水域の利用目的等	T-N	T-P
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産 1 種水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産 3 種工業用水生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

〔注〕 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

※ COD (化学的酸素要求量)：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。新岡山県環境基本計画 エコビジョン 2020 資料編より引用。

※ T-N (総窒素)：水中の窒素の総量で窒素ガス(N<sub>2</sub>)として溶存している窒素は含まれていません。富栄養化的指標としては、総窒素がもっともよく使われ、富栄養と貧栄養の限界値は 0.15~0.20 mg/L 程度とされています。

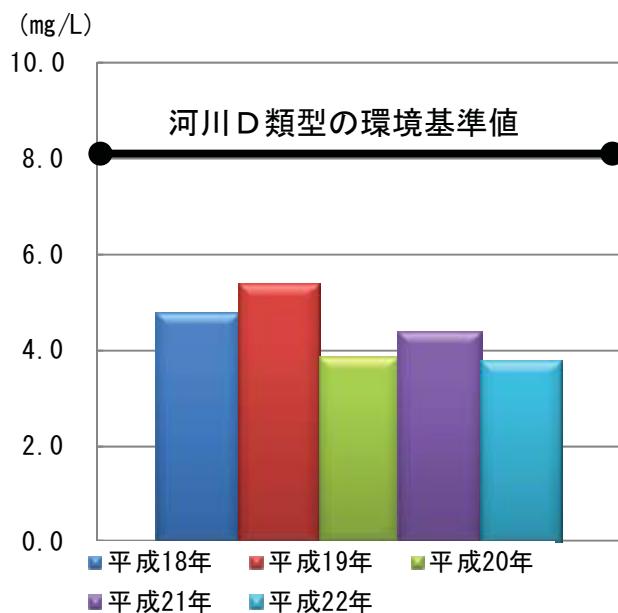
※ T-P (総りん)：水中のすべてのリン化合物を定量したもので、富栄養化の目安としては、0.02 mg/L 程度とされています。

国土交通省 北陸地方整備局 水質用語解説より引用。

### 3 河川の状況

本市内の河川では、里見川が河川D類型の指定を受けており、岡山県において常時監視されています。

平成18年度～平成22年度において、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目の汚れの指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)については、環境基準値を下回っています(図3-2-2)。また、岡山県内の公共用水域測定において、近年、健康項目が環境基準を超過した事例はありません。(環境基準は資料編P.2に掲載。データは資料編P.21～25に掲載。)



資料：平成18年度～平成22年度公共用水域水質測定結果(岡山県)

図3-2-2 里見川におけるBOD(75%値<sup>※</sup>)の推移

#### ※75%値：

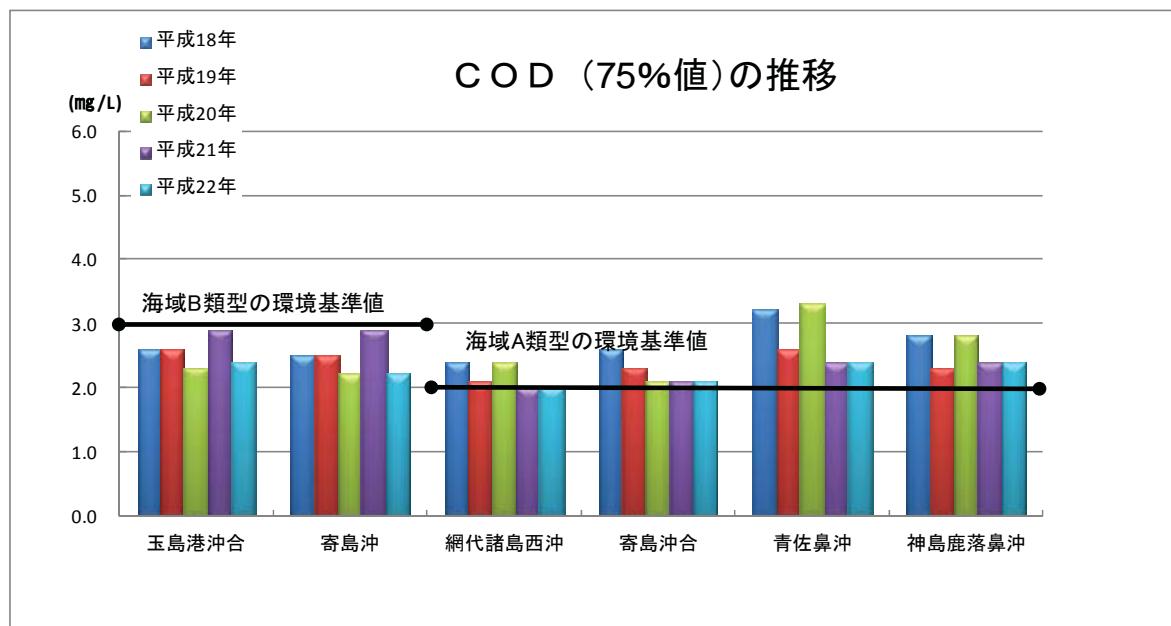
毎月の日平均値(12個のデータ)を、濃度が低い順に並べた9番目の値のことを示す。BOD(河川に適用)やCOD(海域や湖沼に適用)の環境基準への適合状況は75%値で評価される。

## 4 海域の状況

海域の岡山県公共用水域測定地点の位置を図 3-2-1 に、海域の代表的な汚濁の指標とされる C O D (化学的酸素要求量：海域と湖沼に適応) の環境基準を表 3-2-2 に、測定結果を図 3-2-3 に示します。また、岡山県内の公共用水域測定において、近年、健康項目が環境基準を超過した事例はありません。(環境基準は資料編 P. 2 に掲載。データは資料編 P. 26～46 に掲載。)

生活環境項目については、本市周辺の海域の C O D (化学的酸素要求量)、T - N (全窒素) 及び T - P (全りん) の過去 5 年間の推移は図 3-2-3 及び図 3-2-4 のとおりです。また、各地点の C O D については、B 類型に指定されている地点では概ね環境基準値を満足する水質を示していますが、A 類型に指定されている地点で環境基準値をやや超過しています。

各地点の T - N 及び T - P については、平成 20 年度以降は各地点ともに概ね海域 II 類型の環境基準以下となっており、良好な水質が維持されていると考えられます。

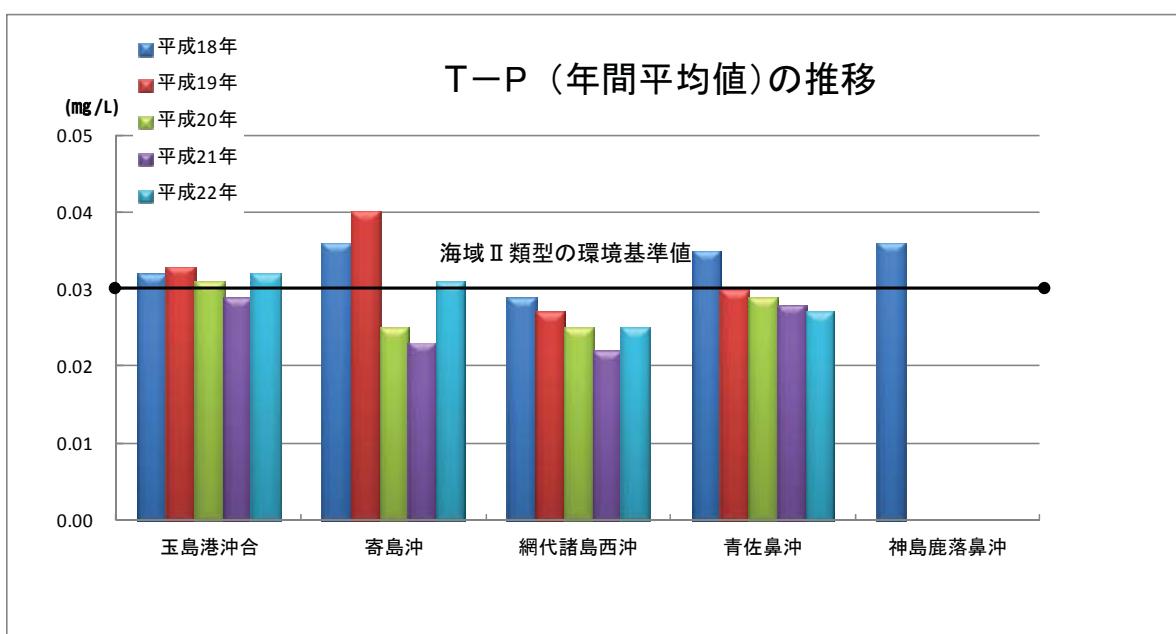
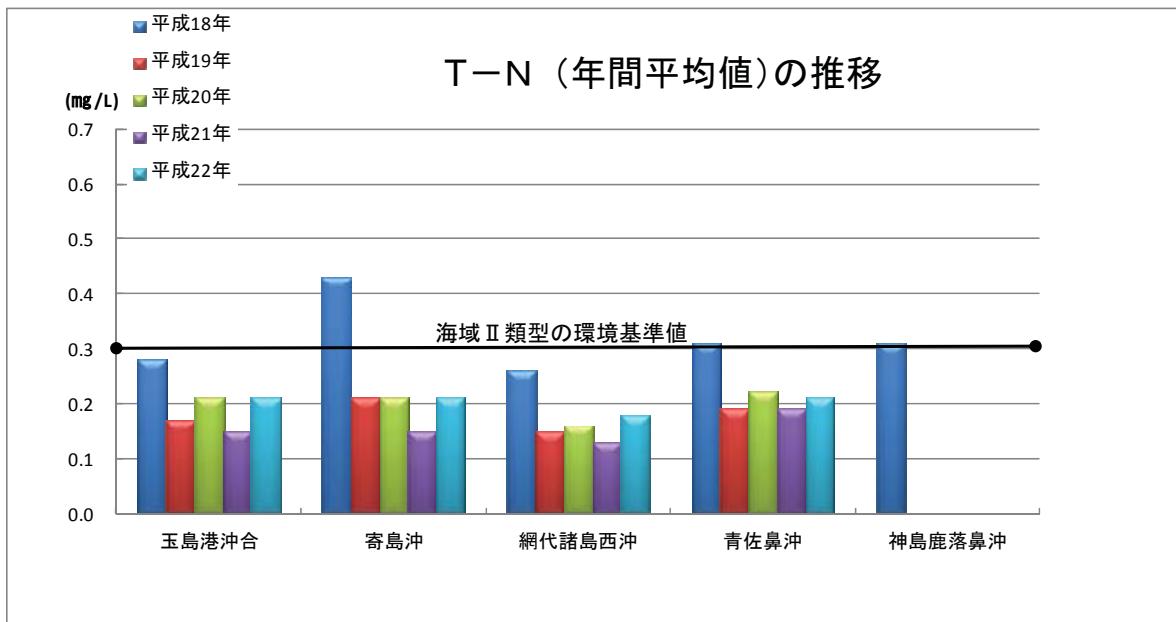


資料：平成 18 年度～平成 22 年度公共用水域水質測定結果（岡山県）

図 3-2-3 浅口市周辺海域の C O D の推移

※75%値：

毎月の日平均値（12 個のデータ）を、濃度が低い順に並べた 9 番目の値のことを示す。B O D (河川に適用) や C O D (海域や湖沼に適用) の環境基準への適合状況は 75% 値で評価される。



[注] 1. 神島鹿落鼻沖は、平成 19 年度から T-N (全窒素) 及び T-P (全りん) の測定が実施されていません。

資料：平成 18 年度～平成 22 年度公共用水域水質測定結果（岡山県）

図 3-2-4 浅口市周辺海域の T-N と T-P の推移

## 第3節 騒音・振動及び悪臭

### 1 騒音

#### (1) 道路に面する地域における騒音の調査結果

本市内では、一般国道2号沿道（金光町大谷）において、道路に面する地域の騒音が測定されており、直近5年間（平成18年度～平成22年度）の結果を表3-3-1に示します。

平成22年度の測定結果を見ると、昼間73dB、夜間74dBであり、環境基準（昼間70dB以下、夜間65dB以下）を満たしていませんでした。

騒音レベルの経年変化を直近5年間について見ると、昼間では平成18年度と平成19年度で環境基準をかろうじて満足しているものの、平成20年度以降は環境基準を超過しており、夜間では直近5年間はすべての年度で基準を超過しています。

表3-3-1 浅口市内における道路に面する地域における騒音の調査結果

測定場所	等価騒音レベル(dB)						環境基準値
	時間区分	H18	H19	H20	H21	H22	
一般国道2号沿道 (浅口市金光町大谷)	昼間	69	69	73	73	73	70dB以下
	夜間	69	70	73	73	74	65dB以下

資料：平成19年度～平成23年度 岡山県環境白書 資料編

〔注〕1. 測定地点には「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準値が適用される。

2. 「昼間」は午前6時～午後10時までの間を、「夜間」は午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

## (2) 新幹線鉄道騒音の調査結果

本市鴨方町地頭上において、新幹線鉄道騒音が測定されており、直近5年間（平成18年度～平成22年度）の測定結果を表3-3-2に示します。過去5年間の測定結果ではいずれも環境基準を超過する騒音レベルでした。

表 3-3-2 浅口市内における新幹線鉄道騒音の調査結果

測定場所	騒音レベル(dB)					環境基準値
	H18	H19	H20	H21	H22	
浅口市鴨方町地頭上 (25m 地点)	74	75	74	74	75	70dB 以下

資料：平成19年度～平成23年度 岡山県環境白書 資料編

〔注〕1. 測定地点には「地域の類型I」の環境基準値（資料編P.8に記載）が適用される。

2. 騒音レベルは、上下列車合わせて連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読みとり、そのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。

## (3) 騒音の苦情件数

直近3年間（平成20年度～平成22年度）に全国の地方公共団体の苦情相談窓口で新規に寄せられた騒音に係る公害苦情件数を表3-3-3に示しています。本市では、直近3年間に寄せられた苦情が2件でした。

表 3-3-3 全国の地方公共団体の苦情相談窓口で新規に寄せられた騒音に係る苦情件数

年度	騒音に係る公害苦情件数(件)		
	全国	岡山県	浅口市
平成20年	15,211	152	0
平成21年	14,749	131	0
平成22年	15,678	140	2

資料：浅口市資料、平成20年度～平成22年度 公害苦情調査（総務省）

## 2 振動

### (1) 新幹線鉄道振動の調査結果

新幹線鉄道振動に係る指針では、70dBを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講じることとされています。

本市鴨方町地頭上において、新幹線鉄道振動が測定されており、直近5年間（平成18年度～平成22年度）の測定結果を表3-3-4に示します。いずれの年においても、振動感覚閾値程度の値でした。

表 3-3-4 浅口市内における新幹線鉄道振動の調査結果

測定場所	振動レベル(dB)					振動感覚閾値
	H18	H19	H20	H21	H22	
浅口市鴨方町地頭上 (25m 地点)	58	56	57	56	53	55dB

資料：平成19年度～平成23年度 岡山県環境白書 資料編

※振動感覚閾値：人間が振動を感じない境の値。

資料：新・公害防止の技術と法規2006 騒音・振動編

### (2) 振動の苦情件数

直近3年間（平成20年度～平成22年度）に全国の地方公共団体の苦情相談窓口で新規に寄せられた振動に係る公害苦情件数を表3-3-5に示しています。本市では、直近3年間に振動に関する苦情は1件でした。

表 3-3-5 全国の地方公共団体の苦情相談窓口に新規に寄せられた振動に係る苦情件数

年度	振動に係る公害苦情件数(件)		
	全国	岡山県	浅口市
平成20年	1,699	23	0
平成21年	1,455	18	0
平成22年	1,675	18	1

資料：浅口市資料、平成20年度～平成22年度 公害苦情調査（総務省）

### 3 悪臭

本市では、特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域の第1種区域に旧金光町の用途地域が指定されており、それ以外の全市域は第2種区域に指定されています。

直近3年間（平成20年度～平成22年度）に全国の地方公共団体の苦情相談窓口で新規に寄せられた悪臭に係る公害苦情件数を表3-3-6に示しています。本市では、直近3年間に寄せられた苦情が4件でした。

表 3-3-6 全国の地方公共団体の苦情相談窓口に新規に寄せられた悪臭に係る苦情件数

年度	悪臭に係る公害苦情件数(件)		
	全国	岡山県	浅口市
平成20年	12,740	91	2
平成21年	12,685	121	0
平成22年	12,061	147	2

資料：浅口市資料、平成20年度～平成22年度 公害苦情調査（総務省）

### 第4節 土壌汚染

本市内には、平成24年3月末現在において、土壌汚染対策法に基づく、「要措置区域」及び「形質変更時届出区域」の指定はありません。（要措置区域の指定に係る基準は資料編P.6に掲載）

### 第5節 地下水汚染

本市内では、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、岡山県が地下水水質の調査を行っています。

平成22年度に本市内において、概況調査1箇所で調査した結果、すべての項目で環境基準を達成しています。

平成18年度～平成22年度では、平成20年度に1項目で環境基準を超過しましたが、その他の項目については環境基準を達成しています。（環境基準は資料編P.2に掲載。データは資料編P.51～52）

## 第6節 ダイオキシン類

ダイオキシン類については、岡山県による調査が毎年行われています。本市内で過去5年（平成18年度～平成22年度）に実地された環境中のダイオキシン類による汚染状況の調査結果は、いずれも環境基準値に適合しています（表3-6-1～3）。

表3-6-1 浅口市内におけるダイオキシン類環境調査の環境媒体別の調査地点数

環境媒体		調査年度				
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
公共用 水域水質	河川	1	1	1	1	1
	海域	1	1	1	1	1
公共用 水域底質	河川	1	1	1	1	1
	海域	1	1	1	1	1
地下水質		1	1	1	1	1
土壤		1	1	1	1	1

資料：平成18年度～平成22年度ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

表3-6-2 浅口市内におけるダイオキシン類環境調査の調査結果（1）（平成18年度～平成22年度）

環境媒体		調査地点数	平均値	濃度範囲	単位	環境基準
公共用 水域水質	河川	5	0.12	0.087～0.18	pg-TEQ/L	1以下
	海域	5	0.082	0.056～0.12		
公共用 水域底質	河川	5	0.27	0.19～0.44	pg-TEQ/g	150以下
	海域	5	7.2	5.6～8.8		
地下水質		5	0.043	0.016～0.067	pg-TEQ/L	1以下
土壤		5	0.058	0.006～0.14	pg-TEQ/g	1,000以下

〔注〕1. 各調査地点の測定結果は、資料編P.53～55に示す。

2. TEQは、毒性当量を示す。

3. 濃度範囲の数値は、各地点の年1回の調査結果である。

資料：平成18年度～平成22年度ダイオキシン類環境調査結果（岡山県）

表3-6-3 浅口市内におけるダイオキシン類環境調査の調査結果（2）（平成18年度～平成22年度）

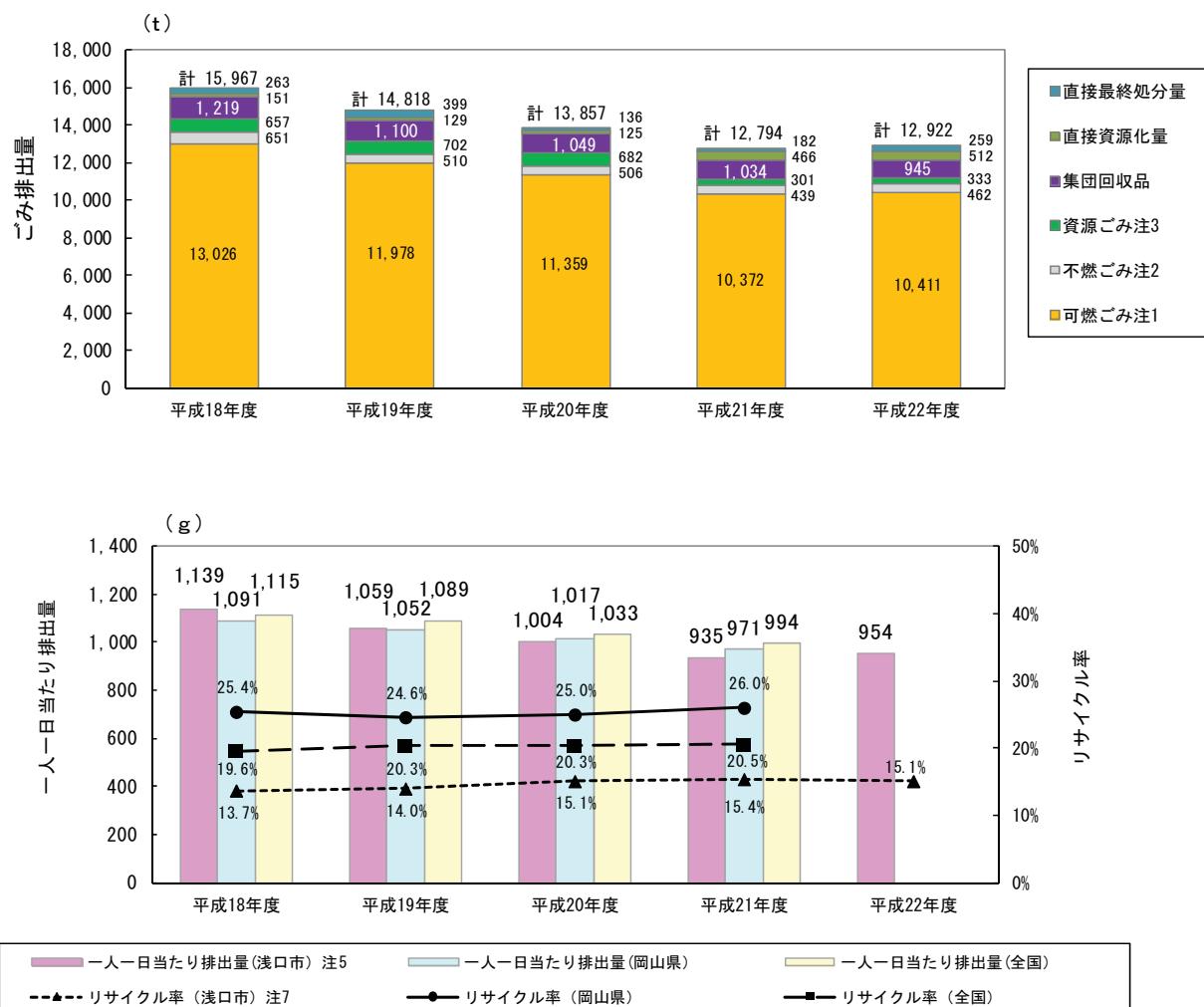
環境媒体	評価
公共用 水域水質(河川、海域)	調査地点10地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公共用 水域底質(河川、海域)	調査地点10地点すべてにおいて環境基準を達成した。
地下水質	調査地点5地点すべてにおいて環境基準を達成した。
土壤	調査地点5地点すべてにおいて環境基準を達成した。

## 第7節 ごみと資源化

平成22年度の本市のごみ総排出量は12,922tで、内訳は可燃ごみが10,411t、不燃ごみが462t、資源ごみが333t、集団回収品が945tとなっています（図3-7-1、表3-7-1）。

平成18年度以降、ごみの総排出量はやや減少傾向にあり、全国のデータと比較した本市の1人1日当たり排出量は全国及び岡山県と同程度となっています。

しかし、リサイクル率については、全国及び岡山県を下回っており、平成18年度以降は横ばいとなっています。



資料：浅口市資料、環境省一般廃棄物処理事業実態調査

図3-7-1 ゴミの排出量とリサイクル率の推移

表 3-7-1 ごみの排出量とリサイクル率の推移

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
浅口市的人口(人)		38,396	38,220	37,795	37,473	37,126
ごみ量(t)	① 可燃ごみ <sup>注1</sup>	13,026	11,978	11,359	10,372	10,411
	② 不燃ごみ <sup>注2</sup>	651	510	506	439	462
	③ 資源ごみ <sup>注3</sup>	657	702	682	301	333
	④ 集団回収品	1,219	1,100	1,049	1,034	945
	⑤ 直接資源化量	151	129	125	466	512
	⑥ 直接最終処分量	263	399	136	182	259
	A ごみ総排出量 <sup>注4</sup>	15,967	14,818	13,857	12,794	12,922
一人一日当たり排出量(g)	一人一日当たり排出量(浅口市) <sup>注5</sup>	1,139	1,059	1,004	935	954
	一人一日当たり排出量(岡山県)	1,091	1,052	1,017	971	注8
	一人一日当たり排出量(全国)	1,115	1,089	1,033	994	注8
資源化量(t)	③ 資源ごみ(再掲載) <sup>注3</sup>	657	702	682	301	333
	④ 集団回収品(再掲載)	1,219	1,100	1,049	1,034	945
	⑤ 直接資源化量(再掲載)	151	129	125	466	512
	⑦ 資源ごみ (焼却処理)	5	6	6	6	6
	⑧ 資源ごみ (資源化等を行う施設を除く中間処理施設)	152	133	234	161	160
	B 資源化量の合計 <sup>注6</sup>	2,184	2,070	2,096	1,968	1,956
	リサイクル率					
リサイクル率	リサイクル率 (浅口市) <sup>注7</sup>	13.7%	14.0%	15.1%	15.4%	15.1%
	リサイクル率 (岡山県)	25.4%	24.6%	25.0%	26.0%	注8
	リサイクル率 (全国)	19.6%	20.3%	20.3%	20.5%	注8

- [注] 1. 表中の「可燃ごみ」の量は、「焼却処理されたごみの処理量」を示し、「可燃ごみ」として収集されたごみの量とは異なる。
2. 表中の「不燃ごみ」の量は、「資源化等を行う施設を除く中間処理施設で処理されたごみの処理量」を示し、「不燃ごみ」として収集されたごみの量とは異なる。
3. 表中の「資源ごみ」の量は、「資源化等を行う施設で処理されたごみの処理量」を示し、「資源ごみ」として収集されたごみの量とは異なる。
4. ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥
5. 一人一日当たりの排出量(浅口市)={ (ごみ総排出量÷浅口市の人ロ) [t/人] × 10<sup>6</sup> [g/t] } ÷ 365 (日)
6. 資源化量の合計=③+④+⑤+⑦+⑧
7. リサイクル率=(B÷A) × 100
8. 平成24年3月現在において、公表されていないことを示す。

資料：環境省一般廃棄物処理事業実態調査

## 第8節 自然環境

### 1 自然公園

本市では、寄島町にある海岸部の多くが瀬戸内海国立公園に指定されています。瀬戸内海国立公園は、昭和9年（1934年）に雲仙や霧島とともに我が国で最初に国立公園の1つとして指定されました。<sup>きたん</sup>紀淡、鳴門、関門、豊予の四つの海峡に区切られた面積の広い海域が公園区域として指定されており、陸域・海域を含めると日本一広大な国立公園です。瀬戸内海国立公園の最大の特色は、大小1,000あまりに及ぶ島々で形成された内海多島海景観です。また、瀬戸内海一帯は古くから人と自然が共存してきた地域であり、島々の段々畑や古い港町の家並などの人文景観が特徴となっています。

干拓により本土と陸続きになった「寄島」は全体が瀬戸内海国立公園に指定されており、なかでも南側は特に優れた景観を有しているため第2種特別地域になっています。

※第2種特別地域：良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域。

### 2 自然景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査」（環境省）では、地形に係る自然景観資源として、寄島町東安倉にある「不動滝」が挙げられています。

### 3 動植物

#### （1）本市に生息する希少な動植物

本市では、岡山県版レッドデータブック2009（以降、岡山県RDBと略す。）に記載されている多くの種が確認されています（資料編P.58～61に掲載）。それらの中でも、鳥類のヘラシギ、両生類のカスミサンショウウオとナゴヤダルマガエル、昆虫類のオオウラギンヒョウモン、ヒョウモンモドキ、ヒメヒカゲ、植物のアッケシソウ、マルバオモダカ、イトクズモ、エヒメアヤメは岡山県RDBにおいて絶滅危惧I類（絶滅の危機に瀕している種）に指定されており、さらにヒョウモンモドキは種の保存法の指定種に、エヒメアヤメは岡山県希少野生動植物保護条例の指定種、自然公園法による瀬戸内海国立公園の指定植物になっています。また、絶滅危惧I類ではありませんが、鳥類のオオタカも種の保存法の指定種になっています。アッケシソウは塩分濃度が高い干潟や塩田跡地などに生育している植物で、本市が本州で唯一の自生地（自然の状態で生息・生育している場所）になっています。生育地は市指定の天然記念物になっており、地域住民が中心となって保護活動を行っています。しかし、例えばアッケシソウは人の手でヨシなどを取り除くといった保護活動を続けないと消滅してし

まうおそれがあります。このように、希少種が生息し続けるためには、絶えず種自体の保護活動と生息地の維持管理をする必要があります。

※レッドデータブック：絶滅などの恐れのある野生生物種をリストアップし、その生息状況を解説した資料。

※種の保存法：正式には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」といい、国内外の絶滅のおそれのある野生生物を保護するために、平成5年4月に施行された法律。

※岡山県希少野生動植物保護条例：県、市町村、県民及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を図ることにより、生物の多様性の保全に寄与することを目的として策定された条例。

※自然公園法：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として策定された法律。

## （2）鳥獣による被害

本市では、鳥獣による農林水産業等に係る被害が発生しています。鳥獣害を引き起こしている主な動物は、イノシシ（主な被害品目：水稻、イモ、ニンジン、ダイコン、モモ、カキ）、ハシブトガラス（主な被害品目：モモ、カキ、ナシ）、スズメ（主な被害品目：水稻）、ヌートリア（主な被害品目：水稻）です。平成20年度～平成22年度における農林水産業への被害状況を見ると、これらの鳥獣による被害金額は毎年約300万～400万円（平均約3,588千円）、被害面積は約8～12ha（平均約9.9ha）に上ります（表3-8-1）。

表 3-8-1 浅口市における主な鳥獣害による被害の状況（平成20年度～平成22年度）

鳥獣の種類	被害の現状					
	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
イノシシ	1,433	千円	3.4ha	1,030	千円	2.4ha
ハシブトガラス	944	千円	3.1ha	876	千円	2.9ha
スズメ	50	千円	0.2ha	871	千円	2.9ha
ヌートリア	780	千円	3.1ha	1,656	千円	3.9ha
合 計	3,207	千円	9.8ha	4,433	千円	12.1ha
						3,123 千円 7.9ha

資料：浅口市鳥獣被害防止計画実施報告書（平成21年度～平成22年度）

浅口市鳥獣被害防止計画（平成21年度）

鳥獣害を起こしている動物の駆除は、猟友会の構成員で組織されている有害鳥獣駆除班が旧町ごとに行っています。しかし、有害鳥獣駆除班員が高齢化により減少しており、一人ひ

とりの負担が著しく増え、駆除しきれない地域が増えています。また、旧町の境を越えて駆除活動がなされていないため、駆除の効率や実績に偏りが生じています。

鳥獣害からの被害を防ぐ方法として防護柵を設置する取り組みも行われており、本市はイノシシの侵入防止に有効な柵に対して補助金を交付しています。しかし農業者には被害防止には捕獲が最善という意識があり、防護柵の設置には消極的です。また、防護柵の補助には延長要件があり、個人で設置する場合は要件を満たさないことが多いため、共同での設置を進める必要があります。

## 第9節 地球温暖化

### 1 岡山県における年平均気温の推移

岡山地方気象台における年平均気温の推移を、1891 年～2011 年について示すと図 3-9-1 のとおりです。図には、各年の観測値に加え、変動傾向をわかりやすく示すために5年ごとの移動平均値を示しています。

岡山地方気象台の移動平均値をみると、120 年で 14.5°C 程度から 17.3°C 程度まで、平均気温が 2.8°C 上昇しています。

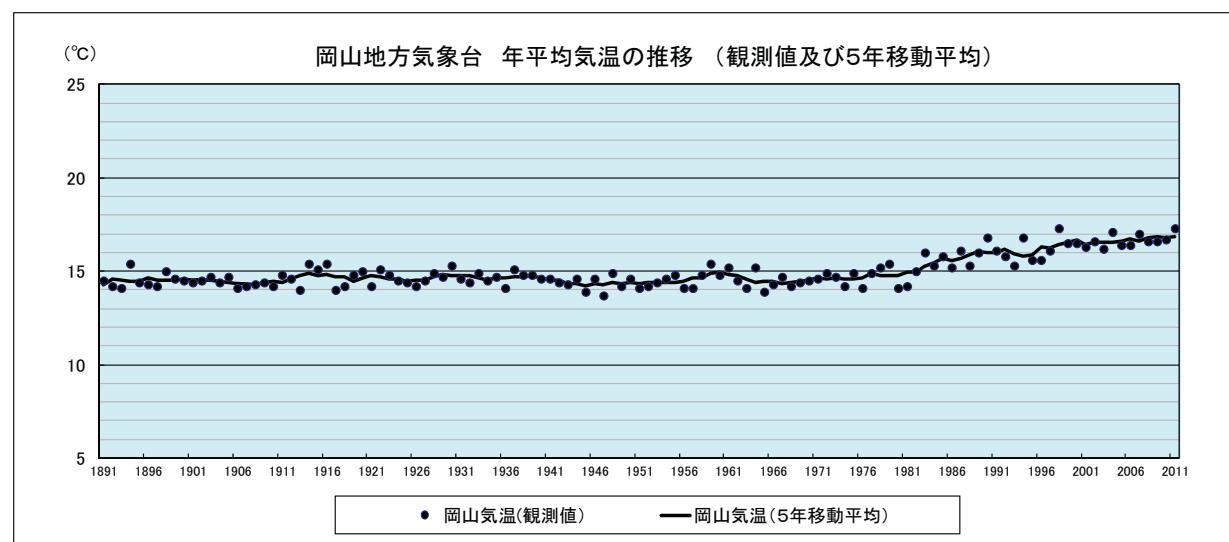


図 3-9-1 岡山県（岡山市）における年平均気温の推移

## 2 全国の温室効果ガスの排出量の推移

「2009年度（平成21年度）温室効果ガス排出量について」（環境省）によると、図3-9-2に示すように2009年度の全国の温室効果ガス総排出量は、2008年度に比べて5.6%減少となり、2008年度から2年連続で大幅な減少となっています。環境省はこの原因として、2008年度後半に起きた金融危機による景気後退の影響が2009年度に入っても続き、2009年度も生産活動が低迷したことをあげています。

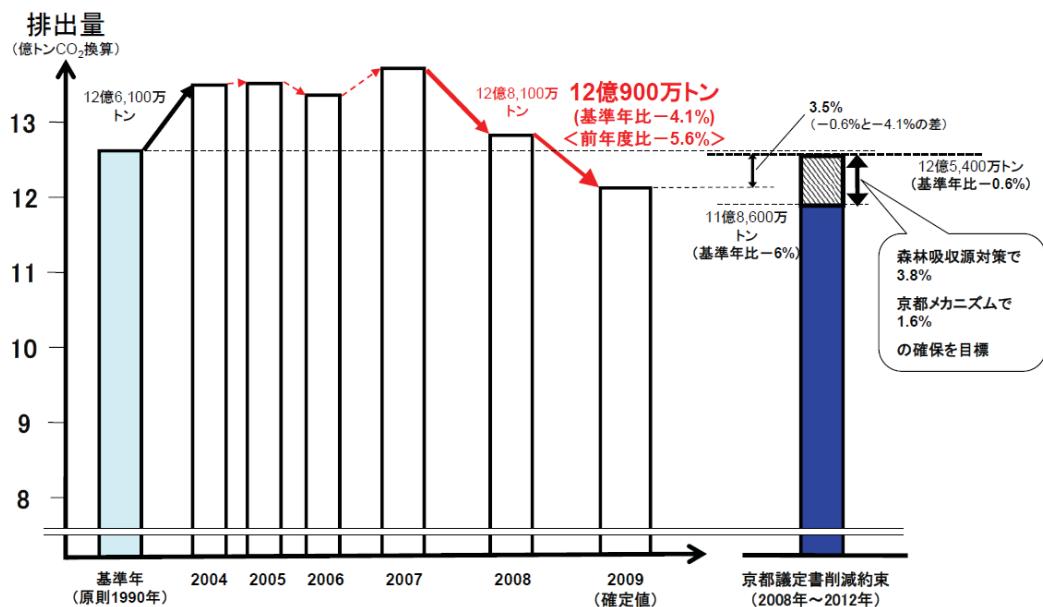


図3-9-2 全国の温室効果ガス排出量の推移

## 3 浅口市の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の排出量の推計

京都議定書の基準年である1990年（平成2年）及び2007年（平成19年）の、温室効果ガス排出量の推計結果によると、表3-9-1に示すように本市の温室効果ガス排出量の合計値は、2007年が191,549tで、1990年（417,891t）の約54%に減少していますが、人口1人当たりでは2007年が4.3tで、1990年（10.5t）の約59%減少となっています。また、温室効果ガスの総量では減少していますが、個別にみると製造業以外はすべて増加しています。

表3-9-1 浅口市の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量の推計値(t/年)

年次	製造業	家庭	業務	自動車 (旅客)	自動車 (貨物)	合計	人口1人 当たり
1990年	325,317	32,003	16,510	29,502	14,560	417,891	10.5
2007年	66,545	45,957	27,503	33,134	18,410	191,549	4.3

資料：環境自治体会議編 環境自治体白書（2010年版）

## 第10節 環境の課題

各環境の現状、アンケート調査の結果、環境審議会での意見から、今後の取り組みが必要と考えられる課題は以下のとおりです。

### 1 大気環境

大気環境はほぼ良好な状態を保っていますが、光化学オキシダントは環境基準を超過しています。今後も注意深く監視し続けるとともに、近隣自治体と連携した広域的な対策が必要です。

### 2 水環境

水環境はほぼ良好な状態を保っていますが、海域のA類型に指定されている地点では環境基準をやや超過しており、近隣自治体と連携した広域的な対策が必要です。また、概ね良好な水質を維持するため、情報発信等の意識啓発活動や合併浄化槽の普及、下水道への接続の促進等も求められます。

### 3 騒音

一般国道2号沿道における騒音と新幹線鉄道騒音が環境基準値を超過しており、騒音の低減に向けて必要な対策を講じる必要があります。

### 4 野外焼却（野焼き）

アンケート調査の結果と環境審議会での意見から、野焼きによる問題の重要性が認識されました。啓発活動を強化する等の対策が必要です。

### 5 ごみと資源化

平成19年度以降、本市のリサイクル率は全国と岡山県の平均を下回っており、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進していくことが必要です。

### 6 希少な動植物の保護・保全

本市には希少な動植物が数多く生息していますが、それらは絶えず生息地の維持管理作業等を行わないと市域から絶滅してしまうおそれがあります。

## **7 鳥獣による被害**

---

鳥獣による農林水産業への被害を防ぐため、駆除や防護柵の設置等の取り組みが行われていますが、未だに被害が発生し続けています。有害な鳥獣の個体数を人為的にコントロールする、新たな防護方法を検討する等、永続的に被害を防止するための対策を行う必要があります。

## **8 不法投棄対策**

---

アンケート調査の結果と環境審議会での意見から、不法投棄対策の重要性が認識されました。不法投棄をさせないための監視、及び通報体制の強化や廃棄物を投棄されないように土地の管理を永続的に行う必要があります。

## **9 モラルの問題**

---

環境審議会での意見から、ゴミのポイ捨て等、モラルの重要性が認識されました。啓発活動の強化や環境美化活動の促進等の対策が必要です。

## 第4章 望ましい環境像と環境目標の検討

### 第1節 望ましい環境像（案）

案1. 美しい緑と海を誇るまち 浅口

案2. 人も生き物も住みやすいまち 浅口

案3. 人と生き物が共存するまち あさくち

副題案1. 美しい自然を未来の世代へ

副題案2. 一人一人が取り組む環境づくり

副題案3. 自然と共に存するまちづくり

環境の現状分析とアンケート調査結果、環境審議会での意見を踏まえ、今後10年間の環境面から見た本市の「望ましい環境像」の案を定めます。望ましい環境像の役割は次のとおりです。

○計画の概念、イメージを簡潔に表すシンボル

○市民に環境保全をアピールする際に用いるキャッチフレーズ

#### ◇語句の出所

環境審議会 : 生き物（アッケシソウの保護）

環境の現状分析 : 美しい自然（生活環境のデータより）

アンケート調査 : 美しい（市民3、中学生13）、緑（市民4、中学生10）、海（市民4、中学生2）、住みやすい（市民9、中学生5）、共存（市民3、中学生4）、自然（市民15、中学生16）、未来の世代（市民5）、一人一人（市民7、中学生2）

## 第2節 環境目標（案）

「望ましい環境像」を支える基本目標の案を定めます。本市の望ましい環境像の実現に向け、次の5つの環境目標（案）を設定します。

### 1. 安全で安心して暮らせる環境づくり（生活環境）

水質汚濁や騒音の問題を解消し、また現在良好な大気環境等はさらなる向上が望めるよう、調査・監視等、環境対策の充実を図ります。また、住民一人ひとりの環境に対する意識の高揚も図ります。

### 2. 多彩な自然との共生（自然環境）

本市は山と平野、海など多彩な地域特性を有しており、それらの環境とそこにすむ生き物の保護・保全が大きな課題となっています。それぞれの自然環境に配慮した保全や維持管理手法の見直し等により、豊かな自然との共生を図ります。

### 3. まちの資源を守り、活かした地域の活性化（快適環境）

本市の貴重な資源である景観の保全・継承と、歴史的、自然的特性を活かし、景観形成に配慮したまちづくりを進めます。また、資源を活かした交流の促進などにより地域の活性化を図ります。

### 4. まちと地球にやさしい暮らしの確立（地球環境）

地球環境に関する情報、省資源や省エネルギーなど環境負荷の少ない暮らし方の情報を分かりやすく伝え、市民の意識啓発と行動の実践を促進し、持続的循環型のまちづくりをめざします。

### 5. 市民一人一人が活躍する環境保全活動（環境教育及び環境保全活動）

学校や地域での自主的な環境活動を促進します。また、様々な場において環境学習や教育の機会を設け、本市の自然や景観に対する認識を深め、環境に配慮した行動のできる人材育成を図ります。

## 第5章 環境基本計画で掲げられる施策の事例

前章で記載した課題に対応するため、平成24年度は環境基本計画で定める目標や施策等を検討していきます。参考として、市町村の環境基本計画で掲げられる環境施策の事例を示します。

計画策定に当たっては、これらの一般的な施策のほか、重点的に取り上げる施策や取り組み並びに計画の推進体制を、本市の実情を勘案して検討していくことになります。

表 5-1-1 大気環境に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
大気環境	自動車排出ガス対策	エコドライブの推進	不要なアイドリング・急発進・急加速などを止め、燃費の良くなる運転の普及啓発を進める。
		低公害車の普及	低排出ガス車、低燃費車、ハイブリッド車など、低公害車の導入促進を図る。
		公共交通機関の利用の促進	交通関連施設のバリアフリー化や施設整備など、交流拠点としての整備を進める。また、関係機関と協力し、公共交通の利便性向上を図る。 バス路線の維持に努める。
		自転車利用の促進	高齢化社会の到来等を踏まえ、路線バスの利用促進を図るとともに、市内循環バスの運行を検討する。
		交通渋滞の改善	幹線道路については、国や県と協力し、拡幅改良やバイパス化、交通の円滑化の促進に努める。 生活道路の交通安全と円滑化を図るために、新設・改良及び舗装等の整備に努める。また、通行の安全を確保するため、交差点改良、歩道の設置、交通安全施設の整備などに努める。
		道路環境の整備	ゆとりと潤いのある道路景観の整備、大気汚染の防止、騒音の低減等に資するため、道路の緑化を進める。
		公害防止施設の指導	工場・事業場の大気汚染物質については、県と協力し、各種規制措置を継続して実施する。
	事業所等の発生源対策	野焼きの禁止の徹底	廃棄物処理法の遵守についての指導を強化し、野焼きの禁止を徹底する。
		アスベスト対策	アスベストについては、公共施設等における使用状況を継続して調査するとともに、県と連携して、市民の健康被害・健康相談に継続して対応する。
	監視観測体制の充実	大気汚染監視システムの充実	大気質の常時監視データを、リアルタイムで情報提供することについて検討する。

表 5-1-2 (1) 水環境・土壤環境に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
水環境 土壤環境	下水道等の整備	公共下水道等の整備	公共下水道計画に基づき、汚水管渠など施設の整備を進める。
		水洗化の促進	公共下水道が整備された区域内の家庭や事業場が、速やかに下水道に接続するよう努める。
		し尿処理施設の整備	し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、一般廃棄物処理基本計画に従って、し尿の収集体制やし尿処理施設の整備を進める。
	事業所等の排水対策	規制対象工場・事業場の監視	特定施設を設置する工場・事業場に対しては、県の協力を得て、排水基準の遵守の徹底を図る。
		未規制事業場の指導	小規模又は未規制事業場については、汚濁負荷の削減指導を進める。
		環境保全型農業の促進	農協等と協力して、農薬・肥料の低減や有機・低農薬栽培を促進する。畜産事業者には家畜糞尿の適正処理を指導し、環境負荷の低減を図る。
	生活排水対策	浄化槽の普及	下水処理区域以外の地域においては、浄化槽(合併処理)の普及を促進する。また、合併浄化槽を設置する場合の補助を行う。
		家庭における生活排水対策の普及	廃食油を流さない、食べ残しをそのまま流さない、水切りネット、環境に優しい洗剤などを使用する等、家庭でできる浄化対策を実施する。また天ぷら油の回収制度も検討する。
	水循環の保全	水の循環的利用の推進	下水処理場の水資源を再生して、河川の水質保全や水量の維持、農業用水、水辺環境整備等に活用する。
		水の有効利用の促進	水道の老朽管の取替えによる有効率の向上、水の有効利用に関する意識の高揚、雨水貯留施設の設置促進等により、水の有効利用を促進する。
		雨水の地下浸透の促進	山林の保全と育成、透水性舗装の導入、公共工事・公共施設整備における透水性の向上等を通じて、雨水の地下浸透を促進し、水循環の適正化を図る。
	水辺環境の保全	水辺環境の整備・美化	水質の浄化にも役立つヨシ等、水際の植生の保全を図る。
			河川やため池の護岸改修に当たっては、自然環境に配慮し、市民が憩い、水に親しめる、潤いとやすらぎのある水辺空間としての整備促進に努める。
			地域住民や環境保全の各種団体などの協力のもとに市民一体となった河川、ため池、ダム等の美化活動を推進する。

表 5-1-2 (2) 水環境・土壤環境に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
水環境 土壤環境	水質監視体制の充実	水質調査・監視体制の充実	現在の水質監視体制を継続し、必要に応じて測定地点の拡充を図る。
		水生生物調査等の実施	自然環境への普及啓発を兼ね、多くの児童生徒や市民が参加できる水生生物調査や簡易水質調査を検討する。
	地下水保全対策	地下水調査	事業活動等に伴う地下水への影響を監視するため、地下水（井戸水）調査を継続して実施する。
		有害物質の適正処理の指導	県と協力して、有害物質を使用する工場・事業場に対し、有害物質の適正処理の指導を継続して実施する。
	土壤保全対策	土地所有者による調査	工場や事業場の跡地では、土地所有者が土壤汚染調査を実施し、適切な措置をとるよう指導する。

表 5-1-3 騒音・振動、悪臭に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
騒音・振動	交通騒音・振動対策	自動車騒音や振動の監視	市内の騒音調査を継続して実施し、特に交通量が多い道路については振動調査の実施も検討する。
		沿道環境対策	道路沿道の交通騒音の緩和を図るため、国や県と協力して、遮音壁の設置、道路緑化による環境施設帯の整備など、沿道環境の改善に努める。
		運転マナーの向上	自動車の安全運転に心がけ、静穏な音環境に対する意識高揚に向けた啓発に努める。
	工場・事業場の騒音・振動対策	工場・事業場の騒音・振動対策	工場や事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法に基づき、引き続き規制措置を講じる。
		建設工事における騒音・振動対策	低騒音・低振動型の建設機械の導入及び作業時間帯など、環境配慮を徹底するよう指導する。
	近隣騒音対策	市民への意識啓発	家庭の生活騒音など規制対象とならない日常生活に起因する近隣騒音が多くなっていることをふまえ、地域社会のルールづくりや環境保全意識の向上に資するための啓発に努める。
悪臭	工場・事業場の悪臭対策	工場・事業場の悪臭対策	工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、悪臭原因物質の排出量削減などを指導する。
	日常生活における悪臭対策	日常の家庭生活に起因する悪臭の防止	ペットの飼育や違法であるごみの野焼きなど、日常の家庭生活に起因する悪臭の発生を防止するため、地域生活におけるマナーの向上や環境保全に対する意識啓発を進める。

表 5-1-4 (1) 自然環境に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
生物多様性	野生動植物の保護	動植物マップの作成	市民・児童生徒・NPOが参加して基礎調査を実施し、市内の動植物マップを作成して、市民等が自然とふれあう場合に有効に活用できるようにする。また、専門家による調査も行い、対象生物の分布状況を統合型G I Sに取り込み、ビオトープマップを作成し、保護・保全に役立てる。
		稀少動植物の保護	各種調査で確認された希少動植物の保護を行うとともに、自然を残す樹林など多様な生物の生息・生育域の一体的な保全を図る。
		外来生物対策	外来生物による在来種や生態系への影響を防止するため、外来生物法の普及啓発に努める。
		ビオトープ※の整備	開発事業においてやむをえず生息・生育地が消失する場合の代償措置として、あるいは環境教育の一環として、地域の動植物の生息・生育場所となるビオトープを整備する。
自然環境保全	自然環境の保全に配慮した土地利用	計画的な土地利用の推進	新総合計画における土地利用の基本方針に基づき、保全すべきところと開発・活用すべきところを区分し、計画的な土地利用の推進を図る。
	自然環境の保護・保全	森林の適正な管理	防災、水源涵養、保健・休養等の公益機能に配慮し、開発との調和を保ちながら、その保全と活用を図る。特に市街地周辺の森林については、良好な生活環境を保全するための貴重な緑地空間として自然景観の保全・保護に配慮する。
		農地の適正な管理	農業地域については無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保と生産基盤整備を図る。また、農業後継者や新規就農者の育成と支援に努める。
		水域生態系の維持・回復	護岸等の整備に当たっては、自然環境の保全、水辺空間における親水性の向上及び生態系の維持に配慮する。
人と自然とのふれあい	ふれあいの場の創出	自然とふれあえる水辺環境整備	親水性や生態系に配慮した環境護岸やせせらぎ水路、散策路など、市民が憩い、自然とふれあえる水辺環境の整備を進める。
		緑地の整備及び森林の総合的活用	市民が日常的に自然とふれあい、憩い、安らぐ場として市街地周辺の緑地の整備を図る。
		農業や漁業の観光化	人やモノの交流による地域活性化を促すため、農業や漁業による観光の振興を図るとともに、都市住民や児童生徒の農業・漁業・自然体験の場としても活用する。

※ビオトープ：多様な野生生物の生存に必要な環境条件を備えた生息空間を言う。

表 5-1-4 (2) 自然環境に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
人と自然とのふれあい	ふれあいの機会の創出	環境資源マップなど自然とふれあうことができる場の情報整備	NPOなどと協働で、身近に自然とふれあうことができる場所についての情報を収集整理する。そして、整理した結果を環境マップ等として刊行することにより、市民が身近な自然とふれあうための情報を提供する。

表 5-1-5 (1) 廃棄物に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
廃棄物の発生抑制	生ごみ等の排出抑制及び有効利用	生ごみの堆肥化の促進	ごみの減量化を図るため、生ごみのボカシ処理等の普及・啓発に努めるなど、生ごみの減量を促進する。
		堆肥の利用先の確保	公園や学校等の公共施設、農家、事業所等における堆肥の利用について検討し、需要を勘案した施設整備を進めるとともに、ごみの減量化に資する。
	ごみ収集制度の見直し	ごみ収集の有料化	一層のごみの減量化と資源化を行うため、ごみ収集の有料化及び収集方法について、指定ごみ袋制度などを検討する。
		リユースシステム構築	リサイクルプラザ等を活用し、市民が気軽に利用できるリユースシステムを構築して、再使用品・再生品の販売や修理による活用を図る。
	ごみを出さない生活習慣の確立	ごみを出さないライフスタイルの確立	広報などにより、ノーレジ袋運動、エコマーク商品の購入、リターナブルびんの使用、グリーン購入など、省資源の取組を周知・促進する。
		製品開発・販売における廃棄物減量化の促進	リサイクル可能な材料・原料の使用促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、過剰包装の抑制等により、事業活動における廃棄物の減量化を促進する。
廃棄物の再利用	分別・回収の徹底	資源回収活動への支援	各種団体の資源回収活動への支援を行うとともに、分別収集の徹底を図り、再資源化を促進する。
		分別方法の周知徹底及び普及啓発	わかりやすいごみの分別表の作成、分別状況の公表、再生過程等の周知、リサイクルに関する情報のPR等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、より徹底した分別の協力を依頼する。
	再生資源の活用	グリーン購入の推進	グリーン購入法、グリーン製品や認定制度に関する情報提供、エコ製品の紹介により、環境に配慮した製品の購入を促進する。

表 5-1-5 (2) 廃棄物に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
廃棄物の再利用	再生資源の活用	公共事業での取組の徹底	公共工事においては、建設廃棄物や下水汚泥等から製造した再生品を、埋戻し材や骨材として積極的に利用する。
		バイオマスの有効利用	剪定樹枝や家畜糞尿等のバイオマスを堆肥化し、有効利用する。家畜糞尿についてはバイオガスプラントの原料としての利用も検討する。
廃棄物の適正処理	不法投棄の防止、不適正な野外焼却の防止	不法投棄に対する監視体制の強化	防犯灯や監視カメラの設置、不法投棄監視パトロール活動の強化、地域やタクシーの運転手、郵便配達員、近隣自治体等と協力し、監視体制の強化を図る。また、必要に応じて条例の改正を検討する。
		不法投棄をさせない土地管理	不法投棄地の現状回復を進める。不法投棄されやすい場所については、定期的な草刈等の管理を行い、廃棄物が投棄されないように努める。
		野焼き禁止の徹底及び法令等の周知	廃棄物処理法により禁止されている野焼きについては、法の遵守についての指導を強化し、野焼きの禁止を徹底する。また、再発防止の指導や告発を行う等の厳しい姿勢で臨む。
	廃棄物の適正処理	一般廃棄物の適正処理の推進	安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、施設の適正な維持管理に努める。
		産業廃棄物の適正処理の推進	産業廃棄物の処理については、事業者の自己処理責任の原則を徹底し、県及び関係機関と連携を図り、不適正処分、不法投棄の防止に努める。

表 5-1-6 地球環境、資源・エネルギーに関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
資源・エネルギー	省資源・省エネルギーの推進	省エネルギー機器の普及	自動車や家電製品等の買い替え時には、エネルギー消費効率が良い製品を積極的に購入するよう、情報提供を行う。
		住宅・建築物の省エネルギー化	住宅の新築や増改築に当たっては、省エネルギー住宅づくりができるよう情報提供を行う。また、事務所や工場については、省エネルギー診断やエスコ事業などを活用して省エネルギーを図るよう情報提供を行う。
		省資源・省エネルギー運動の推進	各家庭に環境家計簿を配布して記入してもらうことにより、節電、燃料の節約、節水など省資源・省エネルギー活動の実践を促進する。
	新エネルギーの導入と活用	新エネルギーの導入と活用	公共施設等において積極的に新エネルギーを導入する。そして、これらの導入に伴う温室効果ガス削減効果について公表することにより、地球環境保全意識の高揚を図る。
地球環境	地球温暖化対策の推進	二酸化炭素排出抑制対策の推進	省資源・省エネルギー対策、新エネルギー導入、水資源の有効利用、ごみの発生抑制・減量化等の各対策及び森林整備や都市緑化による吸収源対策を総合的に推進し、二酸化炭素の排出抑制を図る。
		事業者の環境管理システム認証取得	ISO14001などの環境管理システムを取得しようとする事業所に対し、積極的に支援する。
	オゾン層破壊の防止	フロン回収の徹底	県や回収業者と連携し、オゾン層を破壊するフロン回収を徹底する。
	酸性雨の防止	排出ガス対策の推進	酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出を抑制するため、自動車や事業所の排出ガス対策を推進する。

表 5-1-7 (1) 歴史・文化、景観、快適な環境に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
歴史的・文化的遺産の保全	文化財の保存と活用	文化財保護意識の高揚	文化財を紹介するマップやパンフレット等の作成や活用を通して、市民の文化財保護意識の高揚を図る。
		歴史的文化遺産を活用したまちづくり	歴史的文化的遺産や近代の産業遺産等を整備し積極的に公開するとともに、それらを活用したイベントを開催するなどにより、郷土の歴史や文化に対する関心を高める。
地域の良好な景観の保全	自然景観、歴史的及び文化的景観を活かした景観保全	それぞれの地域の特性を生かした景観づくり	自然的、歴史的、文化的景観を有する地域については、それぞれ地域の特性を生かした特色ある景観の維持・向上を図る。
	周辺の環境に配慮した景観保全	公共事業等におけるデザインや色彩の配慮	道路、河川、建築物などの公共事業や案内標識等については、周辺の環境や地域の特性に配慮したデザイン・色等による施工に努める。
快適な環境	住みよいまちの形成	公園の適正な維持管理と緑化の推進	公園は、市民の快適な生活を支え、防災空間としての機能を併せ持つことから、児童の遊び場、市民の憩いの場等として整備や充実を図る。
			公園が美しく快適に利用できるよう、ボランティア活動などにより、適正な維持管理を促進するとともに、公園利用者のモラルの向上を図るための啓発に努める。
		防災対策	公園、道路、河川、学校等の公共施設について緑化の促進に努める。また、広報活動や生涯学習の場を通じて緑化意識の高揚、緑化運動を推進する。
	まちの美観の向上	光害の防止	適切な街路灯の設置、過剰な電飾広告の自粛、省エネルギー政策と一体となったライトダウンへの取り組みを進め、光害の防止ときれいな星空の確保に努める。
		市民参加によるまちの美化	公園、道路、河川等の美化を図るために、アダプト制度を活用したクリーン作戦など市民一体となった美化活動を推進する。
		条例の活用、制定による環境美化の推進	市の環境美化を促進するため、条例の活用や制定を行う。
		環境美化の重点地域を設定	ゴミの散乱防止に取り組む重点地域を設定し、活動の支援やPRを進める。

表 5-1-7 (2) 歴史・文化、景観、快適な環境に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
快適な 環境	まちの美観の 向上	デポジット制度の導入	飲料缶やびん詰めの飲料を販売する際に、預かり金をとるデポジット制度の導入を図る。
		ふん害防止のための啓発	犬や猫のふん害防止のための普及啓発を進め る。

表 5-1-8 環境教育に関する施策の事例

環境項目	施策の方向	施策	概要
環境教育	学校における環 境教育の推進	自然と親しみ学ぶ自然 体験・観察などの環境 教育の実施	各学校に子どもエコクラブへの加入を呼びかけるとともに、水辺の学習、農業体験、漁業体験など自然に学ぶ環境教育の機会をつくり、環境教育の推進に資する。
		環境教育の指導員の 確保	学校教職員を補佐して環境教育に当たる人材の 確保と活用を図る。このため、下欄で記載する リーダーバンクを活用する。
	社会における環 境教育の推進	地域において環境保全 を推進する人材の育成	さまざまな環境分野の指導者を登録するリーダー <sup>1</sup> バンクを設立して、人材の確保及び活用を図る。このため、一般市民（他市の人も含む）、N P O、企業の社員など幅広く門戸を開けておくこととする。
		教育機会の提供	地域ぐるみで住民が環境保全活動を行っていく 場合、講師の派遣や斡旋、講習会場や見学先等 の紹介・斡旋などにより支援する。